

○補聴器条件を付された聴覚障害者等に対する臨時適性検査及び聴覚障害がある特定失効者等に係る適性試験の実施要領について

平成29年6月22日

道本運試第889号

／各方面本部交通課長／宛て

この度、別添のとおり「補聴器条件を付された聴覚障害者等に対する臨時適性検査及び聴覚障害がある特定失効者等に係る適性試験の実施要領」を定め、平成29年7月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底を図り事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

補聴器条件を付された聴覚障害者等に対する臨時適性検査及び聴覚障害がある特定失効者等に係る適性試験の実施要領

1 聴覚障害者等に対する臨時適性検査

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第23条第1項の表中聴力の項第1号に定める基準以上に補う補聴器を使用すべきこととする条件（以下「補聴器条件」という。）を付された者で、補聴器を使用することなく、施行規則第23条第1項の表中聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用し、準中型自動車（以下「準中型車」という。）又は普通自動車（以下「普通車」という。）の運転を希望する者又は補聴器条件が付されていない者（以下「聴覚障害者等」という。）から道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条第5項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7第1項第1号の規定により、施行規則第29条の3第4項において準用する同規則第23条第1項の表中聴力の項第2号についての適性検査（以下「聴覚障害者等に対する臨時適性検査」という。）を受けたい旨の申出を受けた場合は、別表第1の聴覚障害者等に対する臨時適性検査の実施要領により、検査対象者に運転免許試験場の技能試験コース等を運転走行させ、特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないことを確認すること。
- (2) 聴覚障害者等に対する臨時適性検査は、施行規則第24条第8項に規定する警察職員に行わせ、別表第2の臨時適性検査判定表の確認の基準に記載された4つの基準を全て確認できた場合に、適性が確認されたものとする。
- (3) 聴覚障害者等に対する臨時適性検査を行う場合は、検査対象者に適当な距離のならし走行を行わせること。
- (4) 警察本部運転免許試験課長及び方面本部交通課長（以下「本部主管課長」という。）は、聴覚障害者等に対する臨時適性検査を行い適性が確認された者に対し別表第3の聴覚障害者等に対する安全教育の実施要領に基づく安全教育（以下「安全教育」という。）を行うこと。
- (5) 安全教育のうち、交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な技能の指導は同技能を有する警察本部運転免許試験課又は方面本部交通課（以下「本部主管課」という。）の職員に、また、交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識の指導

は同知識を有する本部主管課の職員に行わせること。

- (6) 聴覚障害者等に対する臨時適性検査を行い適性が確認され安全教育を受けた者に対しては、次の各事項に掲げる聴覚障害者等の区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める条件を免許に付すこと。

ア 補聴器条件を付されている者

補聴器を使用しないときは特定後写鏡等を使用し、かつ、法第71条の6に規定する標識を施行規則第9条の6に規定する方法で表示した準中型車又は普通車とする条件

イ 補聴器条件が付されていない者

特定後写鏡等を使用すべきこととする条件

- (7) 聴覚障害者等に対する臨時適性検査及び安全教育に使用する車両

ア 準中型車の運転に係る臨時適性検査

検査車両は準中型車を使用し、特定後写鏡等を使用することとする。特定後写鏡等についてはサイドミラーに取り付ける補助ミラー（以下「補助ミラー」という。）を使用すること。

なお、聴覚障害者等に対する臨時適性検査及び安全教育を受けようとする者が、施行規則第24条第6項ただし書きに該当する者のため本人の所有する自動車による受検等を希望する場合には、その自動車の構造に応じたワイドミラー、補助ミラー又は道路運送車両の保安基準第2条第2項に規定する後方等確認装置（以下「後方等確認装置」という。）を使用すること。

イ 普通車の運転に係る臨時適性検査

検査車両は普通車を使用し、特定後写鏡等を使用することとする。特定後写鏡等については車室内においてワイドミラーを使用すること。

## 2 聴覚障害者等に対する臨時適性検査の実施手順

### (1) 臨時適性検査の通知

ア 補聴器条件を付されている者等に対する臨時適性検査は、法第102条第5項の規定に基づく臨時適性検査であることから、被検査者に対する通知は、原則、道路交通法施行細則（昭和47年道公安員会規則第11号）第23条第2項の規定に基づき臨時適性検査通知書（別紙1。以下「通知書」という。）によらなければならないが、当該臨時適性検査の性格上、被検査者に不利益を課すものではないことから、通知書によることなく口頭で通知することができるものとする。ただし、あらかじめ臨時適性検査を行う期日を指定する場合は、努めて通知書により通知するものとする。

イ 通知の方法等

臨時適性検査の通知をしたときは、聴覚障害者等に対する臨時適性検査通知簿（別記第1号様式）により通知状況を明らかにしておくこと。

### (2) 検査対象者（補聴器条件を付されている者等）への対応

検査対象者に臨時適性検査等申請書（別記第2号様式）を作成、提出させ、同申請書の臨時適性検査等結果欄に聴覚障害者等に対する臨時適性検査通知簿の番号を記載すること。

### (3) 臨時適性検査の実施

ア 実施内容

別表第1の聴覚障害者等に対する臨時適性検査の実施要領に基づき、検査対象者の条件に応じ、「臨時適性検査実施にあたって」（別紙2から別紙7）を参考として臨時適性検査を実施すること。

#### イ 臨時適性検査の判定

別表第2の臨時適性検査判定表を活用し、4つの「確認の基準」が走行中に確認できた場合は、判定欄に「○」を記載し、全て確認できた場合に臨時適性検査の基準に達したこととする。

#### (4) 安全教育の実施

臨時適性検査の基準に達したことを確認できた者に対し、別表第3の聴覚障害者等に対する安全教育の実施要領に基づき、検査対象者の条件に応じ、「臨時適性検査実施にあたって」（別紙2から別紙7）を参考として安全教育を実施すること。

#### (5) 臨時適性検査により適性が確認され安全教育を受けた者に対する措置

##### ア 聴覚障害者等に対する臨時適性検査等実施状況報告書の作成

聴覚障害者等に対する臨時適性検査等実施状況報告書（別記第3号様式）を作成の上、別表第2臨時適性検査判定表を添付し、経過及び結果を明らかにしておくこと。

#### イ 条件の付与

##### (7) 補聴器条件を付されている者

「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く）」（コード401）、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車（5 t）と普通車に限る（旅客車を除く）」（コード403）及び「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車と普通車に限る（旅客車を除く）」（コード404）の条件を付すものとする。

##### (4) その他の者

運転免許に補聴器条件を付されている者以外の者であって、聴力の低下等の理由から施行規則第23条第1項の表聴力の項第2号に該当する者は、「特定後写鏡等」（コード402）の条件を付すものとする。

#### (6) その他

臨時適性検査の結果、付すべき条件を免許証に記載して登録するほか、その旨を「審査等申請処理簿」に記載しておくこと。

### 3 聴覚障害がある特定失効者等に係る適性試験の実施手順

#### (1) 対象となる特定失効者等

適性試験において、中途失聴等により10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者（補聴器条件が付されていた者を含む。）で以下に該当する者

ア 特定失効者（法第97条の2第1項第3号に該当する者）

イ 6か月超1年以内の失効者（法第97条の2第1項第4号に該当する者）

ウ 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号に該当する者）

#### (2) 対象者への対応

ア (1)の特定失効者等に対しては、聴覚障害者等に対する臨時適性検査及び安全教育に準じた適性試験を実施するものとする。

イ 適性試験対象者に臨時適性検査等申請書を作成、提出させ、同申請書の臨時適性試験等結果欄に、特定失効者等に係る適性試験実施簿（別記第4号様式）に基づき一連番号を付すこと。

ウ 適性試験の実施に当たっては、対象者別に、準中型及び普通免許に係る適性試験実施票（別記第5号様式）又は仮免許に係る適性試験実施票（別記第6号様式）を作成すること。

なお、実施に当たっては、最初に対象者の聴力の適性を確認すること。

エ 適性試験に当たっては、検査対象者の条件別に臨時適性検査実施にあたって（別紙5から別紙7）を参考とすること。

### (3) 臨時適性検査に準じた「実技による確認」の実施

#### ア 実施内容

別表第1の聴覚障害者等に対する臨時適性検査の実施要領に準じて行うものとする。

#### イ 臨時適性検査に準じた「実技による確認」の判定

準中型及び普通免許に係る適性試験実施票又は仮免許に係る適性試験実施票の4つの「確認の基準」が走行中に確認できた場合は、判定欄に「○」を記載し、全て確認できた場合に臨時適性検査に準じた「実技による確認」の基準に達したこととする。

### (4) 安全教育の実施（仮免許を除く。）

臨時適性検査に準じた「実技による確認」の基準に達したことの確認ができた者に対し、別表第3の聴覚障害者等に対する安全教育の実施要領に準じて行うものとする。

## 4 適性試験等を受けた者に対する措置

### (1) 適性試験等結果の作成

臨時適性検査等申請書の下欄にある臨時適性検査等結果に必要事項を記載して、申請に対する結果及び措置状況を明らかにしておくこと。

### (2) 条件の付与

聴力の低下等の理由から施行規則第23条第1項の表聴力の項第2号に該当する者は、「特定後写鏡等」（コード402）の条件を付すものとする。

別表第1 (1の(1)、2の(3)のア、3の(3)のアの事項関係)

聴覚障害者等に対する臨時適性検査の実施要領

1 準中型自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の細目	確認の基準	確認の方法
<p>特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>1 受検者が運転する準中型自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。</p>	<p>1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。</p> <p>2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。</p>	<p>受検者に特定後写鏡等を装着した準中型自動車を公安委員会の管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて走行させ、1回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。</p>
	<p>2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合に、その変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。</p>	<p>1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合に、その変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。</p> <p>2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。</p>	

2 普通自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の細目	確認の基準	確認の方法
<p>特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>1 受検者が運転する普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。</p>	<p>1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。</p> <p>2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。</p>	<p>受検者に特定後写鏡等を装着した普通自動車を公安委員会の管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて走行させ、1回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。</p>

より安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。	進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	等の試験コースにおいて走行させ、1回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。
	2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合に、その変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合に、その変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

注 適性検査中は、補聴器を使用させないこと。

別表第2 (1の(2)、2の(3)のイ、2の(5)のアの事項関係)

臨時適性検査判定表

確認項目の細目	確認の基準	判定
1 受検者が運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	
2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

注 基準を確認した場合は判定欄に「○」を記載すること。

別表第3 (1の(4)、2の(4)、3の(4)の事項関係)

聴覚障害者等に対する安全教育の実施要領

1 準中型自動車の運転に係る安全教育

指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
<p>1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な技能</p>	<p>1 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能</p>	<p>1 狭い道路から広い道路に前進及び後退するときにおける当該広い道路又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける当該道路を通行する他の車両（この項において単に「他の車両」という。）からの見え方を意識した前進及び後退の仕方</p> <p>2 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する方法</p>	<p>1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。</p> <p>2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。</p> <p>3 狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときにおける危険を予測した運転については、普通自動車を使用すること。</p> <p>4 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転については、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。</p> <p>5 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。</p> <p>6 自車を徐々に前進させることにより他の車両に自車を確認させる前進の仕方を身につけさせること。</p> <p>7 他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで前進させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。</p> <p>8 自車を徐々に後退させるこ</p>

			<p>とにより他の車両に自車を確認させる後退の仕方を身に付けさせること。</p> <p>9  他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで後退させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。</p> <p>10  後退時において外輪差が生じることを理解させるとともに、後退中に、縁石又はパイロン等に接触させ、振動により縁石又はパイロン等に接触したことを認知する方法を身につけさせること。パイロン等を用いる場合は、パイロンその他の物に接触したことを認知させるために必要な物であって接触した場合でも安全な物を用いること。</p> <p>11  狭い道路から広い道路への後退については、その危険性を理解させ、これを可能な限り行わないよう指導すること。</p>
<p>2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能</p>	<p>1  警音器の適切な吹鳴方法</p> <p>2  「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行する他の車両が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避できる走行の仕方</p>	<p>1  受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中1を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。</p> <p>2  公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。</p> <p>3  準中型自動車又は普通自動車を使用すること。</p> <p>4  停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。</p> <p>5  対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これ</p>	

			<p>を確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。</p> <p>6 警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自車を確認させる走行の仕方を身につけさせること。</p> <p>7 徐行することにより対向車が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身につけさせること。</p>
2 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険がある場合において当該危険を周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法	<p>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>2 受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。</p> <p>3 列車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。</p>
		2 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	<p>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>2 受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。</p> <p>3 緊急自動車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。</p>
	2 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測し	1 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険があるお	<p>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>2 受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況を踏まえて指導すること。</p> <p>3 補聴器を使用せずに運転す</p>

	た運転に必要な知識	<p>それがあある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法</p>	<p>る場合に危険を感じる場面への対処に関し質疑応答を行うとともに、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼すること。</p>
		<p>2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー及び後方等確認装置）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義）</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>

## 2 普通自動車の運転に係る安全教育

指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な技能	1 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	<p>1 狭い道路から広い道路に前進及び後退するときにおける当該広い道路又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける他の車両からの見え方を意識した前進及び後退の仕方</p> <p>2 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する方法</p>	<p>1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。</p> <p>2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。</p> <p>3 普通自動車を使用すること。</p> <p>4 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。</p> <p>5 自車を徐々に前進させることにより他の車両に自車を確認させる前進の仕方を身につけさせること。</p>

			<p>6  他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで前進させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。</p> <p>7  自車を徐々に後退させることにより他の車両に自車を確認させる後退の仕方を身につけさせること。</p> <p>8  他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで後退させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。</p> <p>9  後退時において外輪差が生じることを理解させるとともに、後退中に、縁石又はパイロン等に接触させ、振動により縁石又はパイロン等に接触したことを認知する方法を身につけさせること。パイロン等を用いる場合は、パイロンその他の物に接触したことを認知させるために必要な物であって接触した場合でも安全な物を用いること。</p> <p>10 狭い道路から広い道路への後退については、その危険性を理解させ、これを可能な限り行わないよう指導すること。</p>
<p>2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な</p>	<p>1  警音器の適切な吹鳴方法</p> <p>2  「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行する他の車両</p>	<p>1  受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中1を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。</p> <p>2  公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。</p>	

	な技能	が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避できる走行の仕方	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 普通自動車を使用すること。</li> <li>4 停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。</li> <li>5 対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。</li> <li>6 警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自車を確認させる走行の仕方を身につけさせること。</li> <li>7 徐行することにより対向車が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身につけさせること。</li> </ul>
2 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険がある場合において当該危険を周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</li> <li>2 受検者による普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。</li> <li>3 列車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。</li> </ul>
		2 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</li> <li>2 受検者による普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。</li> <li>3 緊急自動車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。</li> </ul>
	2 その他交通の状況を聴覚によ	1 その他交通の状況を聴覚によ	1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

<p>り認知することができない状態        である運転に係る危険を予測し        た運転に必要な知識</p>	<p>り認知することができない状態        である運転に係る危険があるお        それがある交通の状況及び当該        状況における安全な運転の方法</p>	<p>2 受検者による普通自動車の        実際の走行状況を踏まえて指        導すること。</p> <p>3 補聴器を使用せずに運転す        る場合に危険を感じる場面へ        の対処に関し質疑応答を行う        とともに、今後、運転を実際        に行い気付いた事項について、        警察への連絡を依頼すること。</p>
	<p>2 補聴器を使用        せずに運転する        場合に遵守すべ        き事項（特定後        写鏡等（ワイド        ミラー、補助ミ        ラー及び後方等        確認装置）の意        義及び活用方法        並びに聴覚障害        者標識の意義）</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教        材を用いて行うこと。</p>

聴覚障害者等に対する臨時適性検査通知簿

年

番号 (聴臨)	検査対象者者（申出者）		検査の実施（指定）日時			備考
			判	定	結 果	
	住 所		年	月	日	臨時適性検査等結果のとおり
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	臨時適性検査等結果のとおり
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	臨時適性検査等結果のとおり
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	臨時適性検査等結果のとおり
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	臨時適性検査等結果のとおり
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	臨時適性検査等結果のとおり
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	臨時適性検査等結果のとおり
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					



別記第3号様式（2の(5)のアの事項関係）

年 月 日					
殿					
所属 階級（職名）					
⑩					
聴覚障害者等に対する臨時適性検査等実施状況報告書 臨時適性検査等を実施した状況は下記のとおりであるから報告する。					
実施区分	<input type="checkbox"/> 臨時適性検査 <input type="checkbox"/> 特定失効者に対する適性試験				
実施年月日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
実施場所					
検査対象者	住所 連絡先	自宅・携帯			
	フリカゝナ 氏名 生年月日	年 月 日（ 歳） 男女			
	勤務先	（電話 ）			
	免許種別		有効期限	年 月 日	
	免許条件				
検査結果	臨時適性検査判定表のとおり				
付与する条件					
検査結果を踏まえた判断	臨時適性検査判定表のとおり				
実施の経過等					
参考事項					
	65	50	270	臨時適性検査関係簿	長期

注1 □には該当事項にレ印を付すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

特定失効者等に係る適性試験実施簿

年

番号 (聴臨)	検査対象者者（申出者）		検査の実施（指定）日時			備考
			判	定	結 果	
	住 所		年	月	日	
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					
	住 所		年	月	日	
	氏 名		午	時	分	
	生年月日	年 月 日				
	連絡先					

準中型及び普通免許に係る適性試験実施票

1 実施対象者

住所

氏名 昭和・平成 年 月 生（ 歳）

2 適性試験（聴力）の実施

(1) 実施日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間

(2) 実施場所、実施者

運転免許試験場 係 ㊦

(3) 実施結果（否の場合は3以下を実施する）

項 目	判 定
道路交通法施行規則第23条第1項の表聴力の項第1号の基準に達している（10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる（補聴器により補われた聴力含む。）。）。	適 ・ 否

3 臨時適性検査に準じた「実技による確認」の実施

(1) 実施日時

年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分までの間

(2) 臨時適性検査に準じた「実技による確認」判定表

確認項目の細則	確 認 の 基 準	判 定
1 受検者が運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	
2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

(3) 実施結果

項 目	判 定
道路交通法施行規則第23条1項の表の聴力の項第2号の基準に達している（10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものではないが、特定後写鏡等の条件を付すことにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがない。）。）。	適 ・ 否

(4) 適性試験の聴力の項により免許証に付すべき条件

特定後写鏡等

(5) 適性試験の結果確認者

運転免許試験場 係 ㊦

4 安全教育の実施

(1) 実施日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間

(2) 実施場所、実施者

運転免許試験場 係 ㊦

仮免許に係る適性試験実施票

1 実施対象者

住所

氏名 昭和・平成 年 月 生（ 歳）

2 適性試験（聴力）の実施

(1) 実施日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間

(2) 実施場所、実施者

運転免許試験場 係 ㊦

(3) 実施結果（否の場合は3以下を実施する）

項 目	判 定
道路交通法施行規則第23条第1項の表聴力の項第1号の基準に達している（10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる（補聴器により補われた聴力含む。）。）。	適 ・ 否

3 臨時適性検査に準じた「実技による確認」の実施

(1) 実施日時

年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分までの間

(2) 臨時適性検査に準じた「実技による確認」判定表

確認項目の細則	確 認 の 基 準	判 定
1 受検者が運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	
2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

(3) 実施結果

項 目	判 定
道路交通法施行規則第23条1項の表の聴力の項第2号の基準に達している（10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものではないが、特定後写鏡等の条件を付すことにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがない。）。）。	適 ・ 否

(4) 適性試験の聴力の項により免許証に付すべき条件

特定後写鏡等

(5) 適性試験等の結果確認者

運転免許試験場 係 ㊦

別紙1 (2の(1)のアの事項関係)

別記様式第28号の2 (第23条関係)

(聴臨) 第 一 号 年 月 日	
臨時適性検査通知書	
住所	
殿	
公安委員会 印	
道路交通法 第102条第5項 <del>第107条の4第1項</del> に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますの で通知します。	
<del>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の 取消し 効力の停止</del> の処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	道路交通法施行令第37条の7第2項第1号に該当
適性検査を行う期日	年 月 日 午 時 分
適性検査を行う場所	運転免許試験場
その他必要な事項	
備 考	

注1 運転免許を受けた方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。

2 不要な文字は、横線で消すこと。

3 規格は、A列4番縦長とする。



## 臨時適性検査実施にあたって (補聴器条件から特定後写鏡等への免許条件の変更)

あなたの運転免許に付されている、「補聴器」条件から「特定後写鏡等」への条件を変更するためには、これから実施する「適性検査」と「安全教育」を受けなければなりません。

### 1 適性検査実施にあたって、特に覚えていただきたい点

#### ○ 運転免許の条件は

補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る）

に変更となります。

#### ○ 補聴器をはずして運転できる車は

普通車、原動機付自転車及び小型特殊自動車

です。

また、普通車を運転する場合は、右の図に示す

聴覚障害者標識

を表示するとともに、特定後写鏡等（ワイドミラーや補助ミラー）を設置しなければ運転することができません。



聴覚障害者標識

標識を表示しなければ免許条件違反となり

- ・ 反則金 7千円
- ・ 違反点数 2点

となります。

○ 特定後写鏡等（ワイドミラー）の規格  
運転席から後面ガラスを通して後方を確認でき、運転席より後方の側面  
ガラスを通して斜め後方を確認できるものでなければなりません。

○ 特定後写鏡等（補助ミラー）の規格  
サイドミラーに取り付けて使用する補助ミラーは、運転席から運転席側補助  
ミラーで後方を確認でき、運転席の反対側の補助ミラーで斜め後方を確認  
できるものでなければなりません。

○ 運転できる普通車とは  
乗車定員10人以下、最大積載量2,000kg未満、車両総重量3,500kg未満  
の普通自動車であり、具体的には、ナンバープレートの分類番号が3、4、  
5又は7から始まる自動車です。

【例 示】

札幌 (3) 0 0  
は 1 2 - 3 4

この数字が3、4、5又は7から始まる普通車。

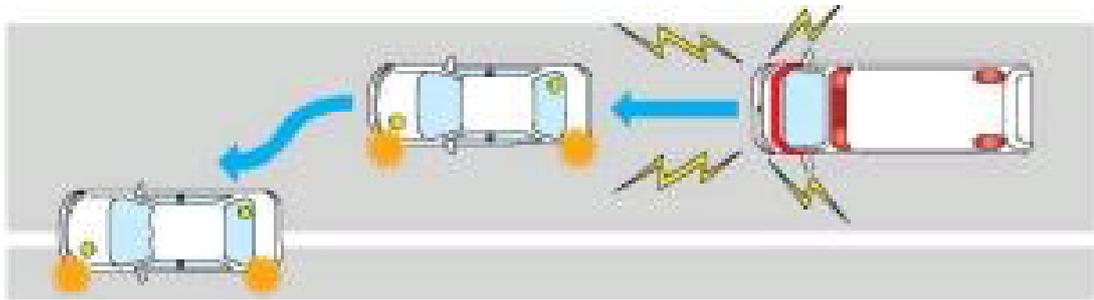
2 適性検査実施要領

これから、実際に普通乗用車を使って適性検査を実施します。  
補聴器を使用せずにいきます。

○ 一つ目の検査は

後方から進行してくる自動車などの有無をワイドミラーを使用して適切に確認することができるかを検査します。

その際、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らないよう注意してください。



後ろから緊急自動車がサイレンを鳴らして近づいてきても、サイレンの音が聞こえないため、緊急自動車の進行のじゃまをしてしまうおそれがあります。

ワイドミラーを使って、後ろの交通の様子を確かめ、緊急自動車が近づいてくることに早く気づきましょう。

気づいたときは、交差点の近くでは、交差点から離れて道路の左側に寄って一度止まり、そのほかのところでは、道路の左側に寄って緊急自動車に道を譲りましょう。

一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車のじゃまになるときは右側に寄ってください。



○ ふたつめ けんさ  
二つ目の検査は

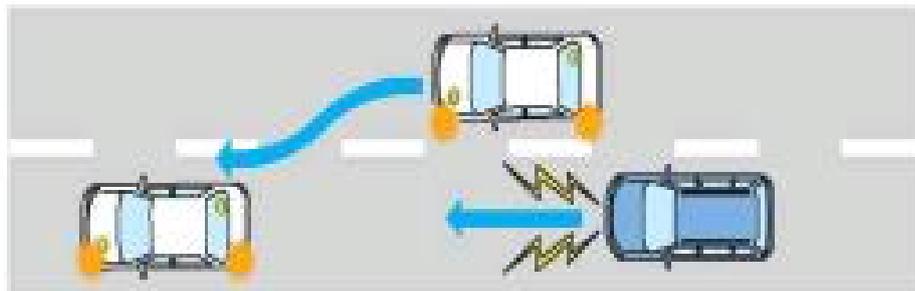
か ず しめ うんてんせき はんたいほうこう しんろへんこう おこな さい  
下図に示したとおり、運転席と反対方向に進路変更を行う際、ワイド  
しろう てきせつ しんろへんこう けんさ  
ミラーを使用して適切に進路変更ができるかを検査します。

ばあい ぜんぼう あんぜんかくにん おこた  
この場合も、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らない  
ちゆうい  
よう注意してください。



しんろ か うし くるま きけん かん けいおんき な けいおんき  
進路を変えるときに、後ろの車が危険を感じて警音器を鳴らしても、警音器  
おと き しんろ か つづ  
の音が聞こえないため、そのまま進路を変えようとし続けてしまうおそれ  
あります。

つか うしろ なな うし こうつう ようす たし  
このため、ワイドミラーを使い、後ろや斜め後ろの交通の様子をよく確  
よゆう しんろ か  
かめて、余裕をもって進路を変えるようにしましょう。



てきせいけんさ しゅうりょう  
適性検査は、これで終了です。

てきせいけんさ ごうかく つぎ あんぜんきょういく すす  
適性検査に合格すると、次は安全教育に進みます。

### 3 安全教育実施要領

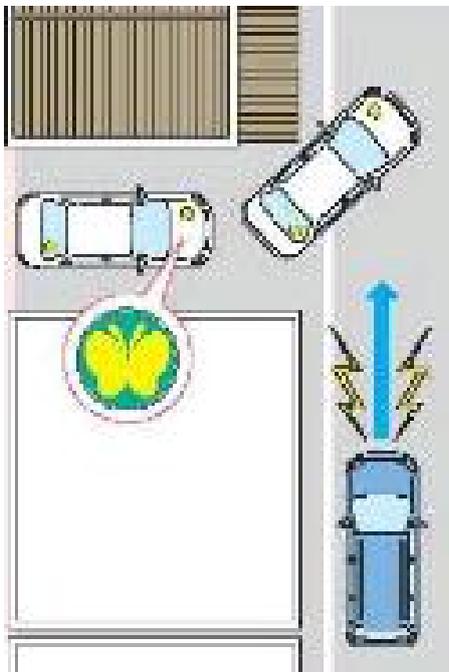
引き続き予測される危険場面での通行方法について、実際に車を使用して行います。

狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとする場合  
(補聴器を使用してもかまいません。)



狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとしているときに、広い道路を走っている自動車などが警音器を鳴らしても気づかず、前進かバックを続けてしまうおそれがあります。

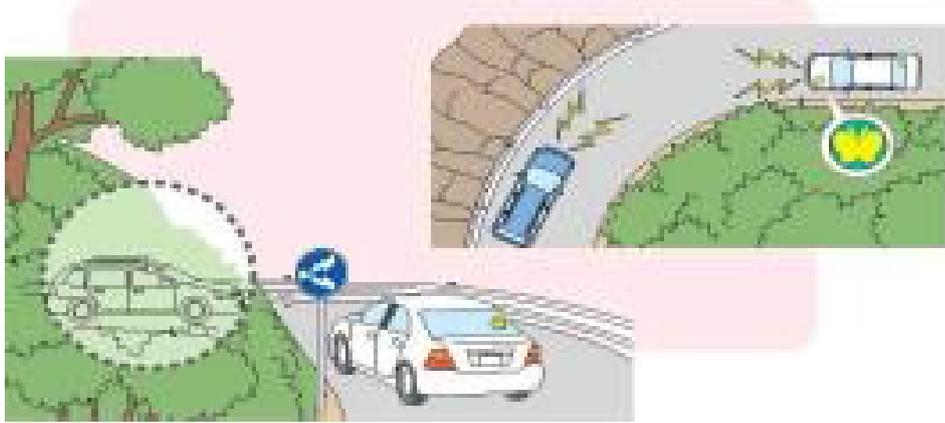
このため、狭い道路から前進かバックをするときは、近づいてくる自動車などに注意しながら、あなたの車がいることに気づいてもらえるように、少しずつ前進かバックをしましょう。



- 車を徐々に前進させ、右（左）側のパイロンが見えたところで停止してください。
- 車から降りて自分の車が進行しようとする道路にどれだけ出ているか確認してください。
- 前進・バックは、ゆっくり進んで他の車に自分の車の動きを確認させる運転に心がけてください。  
(次は補聴器を使用せずに行います。)
- 後退したときに外輪差が生じることを体験するために、車の横にパイロンを置きますので、接触した抵抗や振動により接触したことを体感してください。

狭い道路から広い道路へのバックは、大変危険ですので可能な限り行わないようにしましょう。

「警笛鳴らせ」の標識がある山地部の道路、見通しが悪い交差点  
 や曲がり角などを走る場合  
 (補聴器を使用してもかまいません。)



「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや「警笛区間」の標識がある場所  
 で、見通しが悪い交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、向かって  
 くる車にあなたの車の存在を気づかせるため、必ず警音器を鳴らしましょう。  
 また、「警笛鳴らせ」の標識などがある場所では、向かってくる車に注意す  
 るとともに、すぐに止まることができるスピードで運転しましょう。

次は、警音器の適切な吹鳴方法について、実際に警音器を鳴らしてもらいます。  
 (これは補聴器を使用せずにを行います。)



けいてきかん  
(警笛区間)



けいてきな  
(警笛鳴らせ)

左の標識が警笛鳴らせの標識です。  
 この標識が設置されている場所は、徐行し  
 なければならない場所でもあります。  
 長い音と短い音を何回か、警音器を鳴らし  
 てみてください。

手などが触れて鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性があります  
 ますので十分注意してください。

(以後は補聴器を使用してもかまいません。)

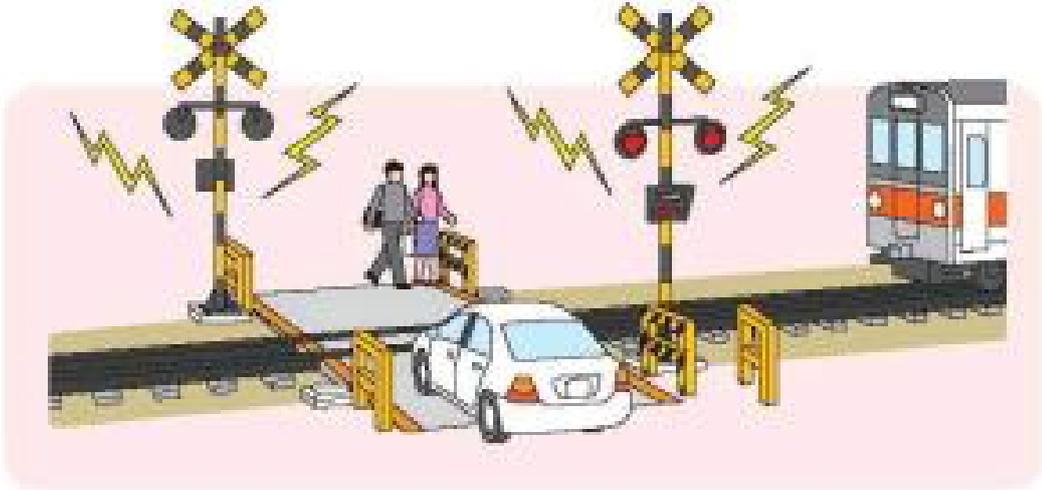
これからカーブを走行していただきます。走行中にパイロンが見えたら直ちに停止してください。パイロンは対向車両を想定しています。

**正面衝突の危険に対する備えが重大事故の防止には必要なことです。**

車の運転はこれで終了します。

続いて他に予測される危険場面での通行方法について説明しますので、先程の教室に戻ります。

ふみきり つうか ばあい  
**踏切を通過しようとする場合**



でんしゃ れっしゃ ちか おと けいほうき おと き しゃだんき てんめつ  
**電車（列車）が近づいてくる音や警報機の音が聞こえないため、遮断機の点滅  
に注意しましょう。**

ふみきり てまえ いちどと しゃだんき お さゆう あんぜん たし  
**踏切では、すぐ手前で一度止まり、遮断機が降りていなくても、左右の安全を確  
かめましょう。**

- あんぜん かくにん ばあい いっぽう れっしゃ つうか ちよくご ほんたい ほうこう  
安全を確認する場合は、一方からの列車が通過しても、その直後に反対の方向  
から列車が近づいてくる可能性がありますので、十 分注意しましょう。
- まえ くるま つづ つうか いちじていし あんぜん たし  
前の車に続いて通過するときでも、一時停止をし、安全を確かめましょう。
- ふみきり む がわ こんざつ すす ふみきりない うご  
踏切の向こう側が混雑しているため、そのまま進むと踏切内で動けなくなる  
おそれがありますので、踏切の向こう側の状 況もよく確かめましょう。

このほかにも交 通 状 況から電車（列車）が踏切に接近していることを知る  
ほうほう  
方法があります。

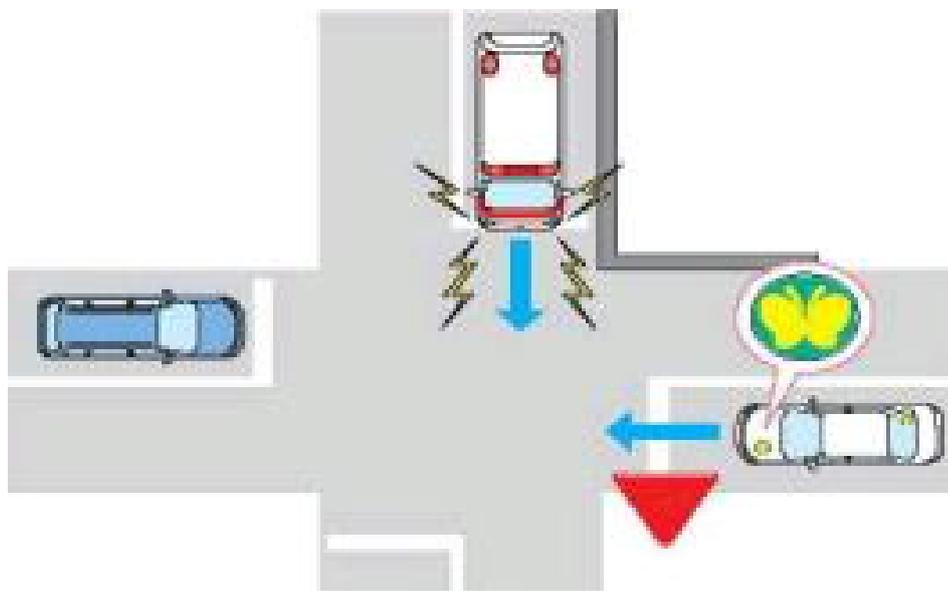
たと  
例えば

- ・ た くるま ほかうしゃ ふみきりまえ ていし  
他の車や歩行者などが踏切前で停止している。
- ・ ふみきり おうだんちゆう ほかうしゃ いそ あし  
踏切を横断中の歩行者などが急ぎ足になる。

などがあります。

ふみきり しぼうじことう おお じ こ お じゅうぶんちゅうい  
**踏切は、死亡事故等の大きな事故が起こりがちです。十分注意してください。**

みとお わる こうさてん きんきゅうじどうしゃ とお す ばあい  
見通しが悪い交差点を緊急自動車が通り過ぎようとしている場合



ほこうしゃ しやりょう まわ こうつう ちゅうい はら きんきゅうじどうしゃ ちか  
歩行者やほかの車 両などの周りの交通に注意を払い、緊急自動車が近づいて  
きていることを知ったときは、よけるようにしましょう。

しゅうい こうつうじょうきょう きんきゅうじどうしゃ こうさてん せっきん し ほうほう  
周囲の交通状況から緊急自動車が交差点に接近していることを知る方法が  
あります。

たと  
例えば

- た くるま こうさてん さ じょうこうまた いちじていし  
他の車が交差点などを避けて徐行又は一時停止している。
- おうだんちゅう ほこうしゃ いそ あし た ど  
横断中の歩行者などが急ぎ足になったり、立ち止まったりしている。
- た ど ほこうしゃ おな ほうこう み  
立ち止まった歩行者などが、同じ方向を見ている。

などがあります。

こうさてん じ こ もっと お かくじつ あんぜんかくにん おこな  
交差点は、事故が最も起こるところです。確実に安全確認を行ってください。

いじょう じょうけんへんこう こうしゅう しゅうりょう  
以上で、条件変更の講習は終了しました。

これから、補聴器ほちょうきを使用しようしないで運転うんてんする際さい、講習こうしゅうで実施じっしした想定場面そうていばめんいがい以外以外で  
不安ふあんを感じかんたり、危険きけんと感かんじる場面ばめんがありましたら、運転免許試験場うんてんめんきょしけんじょうに相談そうだんして  
ください。

たいへん つか さま あんぜんうんてん ねが  
大変お疲れ様でした。これからも安全運転でお願いします。



## 臨時適性検査実施にあたって (補聴器条件から特定後写鏡等への免許条件の変更)

あなたの運転免許に付されている、「補聴器」条件から「特定後写鏡等」への条件を変更するためには、これから実施する「適性検査」と「安全教育」を受けなければなりません。

### 1 適性検査実施にあたって、特に覚えていただきたい点

- 運転免許の条件は  
補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車（5 t）と普通車に限る（旅客車を除く））となります。

- 補聴器をはずして運転できる車は  
準中型車（5 t）、普通車、原動機付自転車及び小型特殊自動車です。  
また、準中型車（5 t）、普通車を運転する場合は、右の図に示す聴覚障害者標識を表示するとともに、特定後写鏡等を設置しなければ運転することができません。



聴覚障害者標識

標識を表示しなければ免許条件違反となります。

- ・ 反則金 7千円
- ・ 違反点数 2点

となります。

○ 特定後写鏡等（ワイドミラー）の規格  
運転席から後面ガラスを通して後方を確認でき、運転席より後方の側面  
ガラスを通して斜め後方を確認できるものでなければなりません。

○ 特定後写鏡等（補助ミラー）の規格  
サイドミラーに取り付けて使用する補助ミラーは、運転席から運転席側補助  
ミラーで後方を確認でき、運転席の反対側の補助ミラーで斜め後方を確認  
できるものでなければなりません。

○ 運転できる車両の条件  
新普通車の条件  
乗車定員10名 車両総重量3.5トン 最大積載量2トン

旧普通車の条件（準中型で運転できる準中型車は5トンに限る）  
乗車定員10名 車両総重量5トン 最大積載量3トン

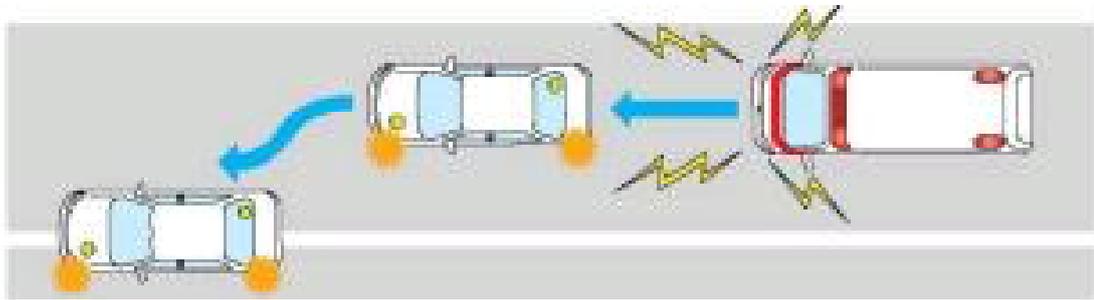
2 適性検査実施要領

これから、実際に普通乗用車を使って適性検査を実施します。  
補聴器を使用せずにいきます。

○ 一つ目の検査は

後方から進行してくる自動車などの有無をワイドミラーを使用して適切に確認することができるかを検査します。

その際、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らないよう注意してください。



後ろから緊急自動車がサイレンを鳴らして近づいてきても、サイレンの音が聞こえないため、緊急自動車の進行のじゃまをしてしまうおそれがあります。

ワイドミラーを使って、後ろの交通の様子を確かめ、緊急自動車が近づいてくることに早く気づきましょう。

気づいたときは、交差点の近くでは、交差点から離れて道路の左側に寄って一度止まり、そのほかのところでは、道路の左側に寄って緊急自動車に道を譲りましょう。

一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車のじゃまになるときは右側に寄ってください。



○ ふたつめ けんさ  
二つ目の検査は

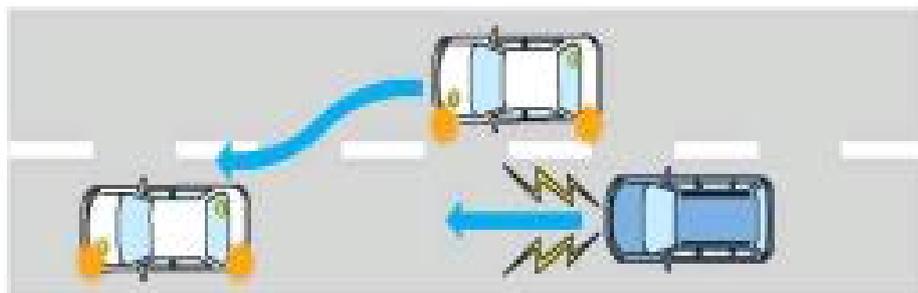
か ず しめ うんてんせき はんたいほうこう しんろへんこう おこな さい  
下図に示したとおり、運転席と反対方向に進路変更を行う際、ワイド  
しろう てきせつ しんろへんこう けんさ  
ミラーを使用して適切に進路変更ができるかを検査します。

ばあい ぜんぼう あんぜんかくにん おこた  
この場合も、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らない  
ちゆうい  
よう注意してください。



しんろ か うし くるま きけん かん けいおんき な けいおんき  
進路を変えるときに、後ろの車が危険を感じて警音器を鳴らしても、警音器  
おと き しんろ か つづ  
の音が聞こえないため、そのまま進路を変えようとし続けてしまうおそれ  
あります。

つか うしろ なな うし こうつう ようす たし  
このため、ワイドミラーを使い、後ろや斜め後ろの交通の様子をよく確  
かめて、よゆう しんろ か  
かめて、余裕をもって進路を変えるようにしましょう。



てきせいけんさ しゅうりょう  
適性検査は、これで終了です。

てきせいけんさ ごうかく つぎ あんぜんきょういく すす  
適性検査に合格すると、次は安全教育に進みます。

### 3 安全教育実施要領

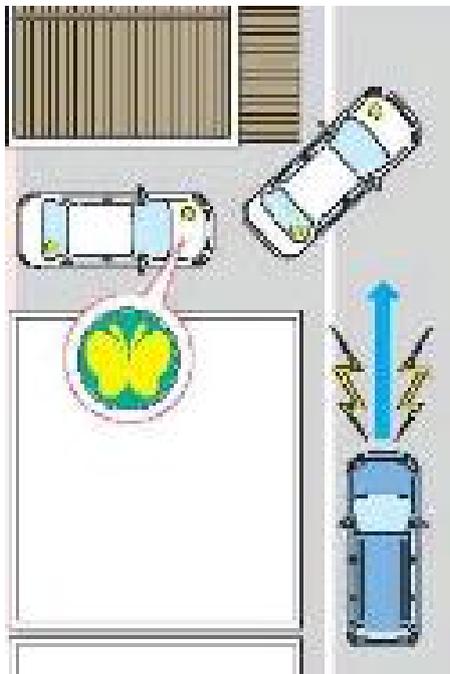
引き続き予測される危険場面での通行方法について、実際に車を使用して行います。

狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとする場合  
(補聴器を使用してもかまいません。)



狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとしているときに、広い道路を走っている自動車などが警音器を鳴らしても気づかず、前進かバックを続けてしまうおそれがあります。

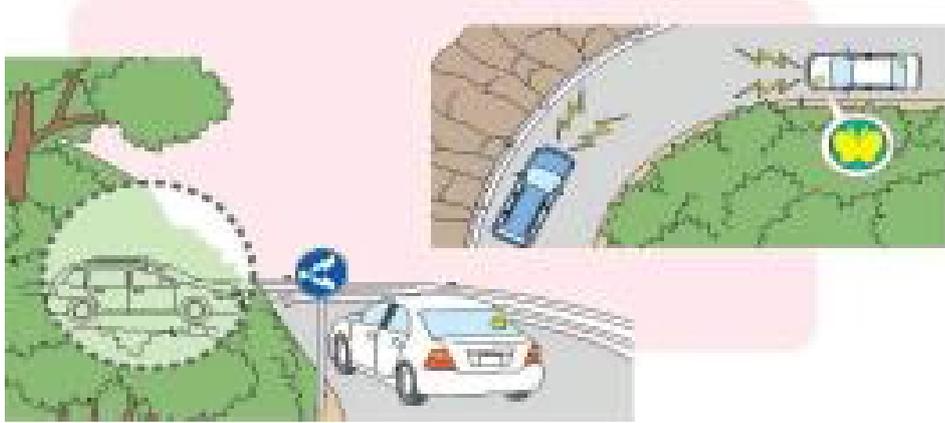
このため、狭い道路から前進かバックをするときは、近づいてくる自動車などに注意しながら、あなたの車がいることに気づいてもらえるように、少しずつ前進かバックをしましょう。



- 車を徐々に前進させ、右（左）側のパイロンが見えたところで停止してください。
- 車から降りて自分の車が進行しようとする道路にどれだけ出ているか確認してください。
- 前進・バックは、ゆっくり進んで他の車に自分の車の動きを確認させる運転に心がけてください。  
(次は補聴器を使用せずに行います。)
- 後退したときに外輪差が生じることを体験するために、車の横にパイロンを置きますので、接触した抵抗や振動により接触したことを体感してください。

狭い道路から広い道路へのバックは、大変危険ですので可能な限り行わないようにしましょう。

「警笛鳴らせ」の標識がある山地部の道路、見通しが悪い交差点  
 や曲がり角などを走る場合  
 (補聴器を使用してもかまいません。)



「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや「警笛区間」の標識がある場所  
 で、見通しが悪い交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、向かって  
 くる車にあなたの車の存在を気づかせるため、必ず警音器を鳴らしましょう。  
 また、「警笛鳴らせ」の標識などがある場所では、向かってくる車に注意す  
 るとともに、すぐに止まることができるスピードで運転しましょう。

次は、警音器の適切な吹鳴方法について、実際に警音器を鳴らしてもらいます。  
 (これは補聴器を使用せずにを行います。)



けいてきかん  
 (警笛区間)



けいてきな  
 (警笛鳴らせ)

左の標識が警笛鳴らせの標識です。  
 この標識が設置されている場所は、徐行し  
 なければならない場所でもあります。  
 長い音と短い音を何回か、警音器を鳴らし  
 てみてください。

手などが触れて鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性があります  
 ますので十分注意してください。

(以後は補聴器を使用してもかまいません。)

これからカーブを走行していただきます。走行中にパイロンが見えたら直ちに停止してください。パイロンは対向車両を想定しています。

**正面衝突の危険に対する備えが重大事故の防止には必要なことです。**

車の運転はこれで終了します。

続いて他に予測される危険場面での通行方法について説明しますので、先程の教室に戻ります。

ふみきり つうか ばあい  
**踏切を通過しようとする場合**



でんしゃ れっしゃ ちか おと けいほうき おと き しゃだんき てんめつ  
**電車（列車）が近づいてくる音や警報機の音が聞こえないため、遮断機の点滅  
に注意しましょう。**

ふみきり てまえ いちどと しゃだんき お さゆう あんぜん たし  
**踏切では、すぐ手前で一度止まり、遮断機が降りていなくても、左右の安全を確  
かめましょう。**

- あんぜん かくにん ばあい いっぽう れっしゃ つうか ちよくご ほんたい ほうこう  
安全を確認する場合は、一方からの列車が通過しても、その直後に反対の方向  
から列車が近づいてくる可能性がありますので、十 分注意しましょう。
- まえ くるま つづ つうか いちじていし あんぜん たし  
前の車に続いて通過するときでも、一時停止をし、安全を確かめましょう。
- ふみきり む がわ こんざつ すす ふみきりない うご  
踏切の向こう側が混雑しているため、そのまま進むと踏切内で動けなくなる  
おそれがありますので、踏切の向こう側の状 況もよく確かめましょう。

このほかにも交 通 状 況から電車（列車）が踏切に接近していることを知る  
ほうほう  
方法があります。

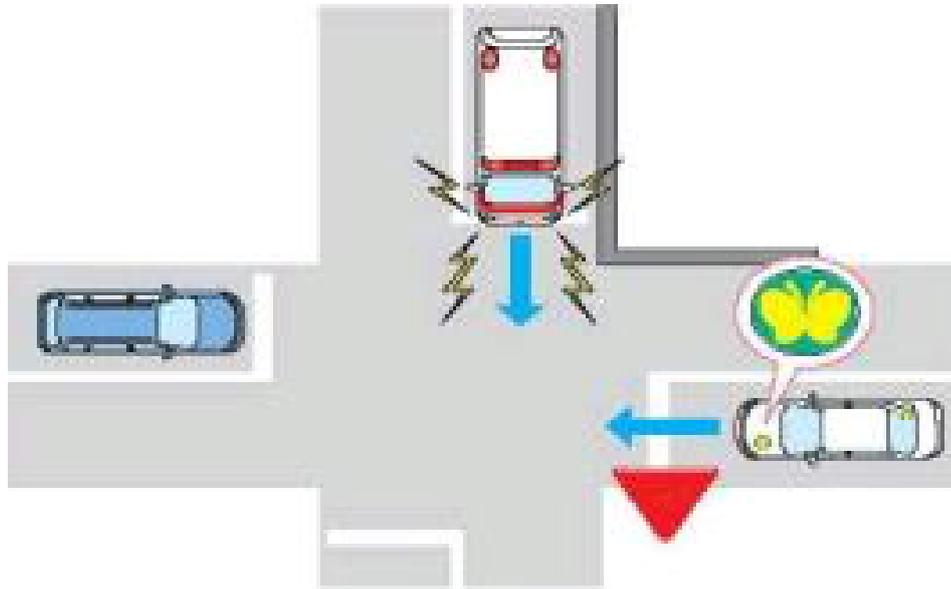
たと  
例えば

- ・ た くるま ほかうしゃ ふみきりまえ ていし  
他の車や歩行者などが踏切前で停止している。
- ・ ふみきり おうだんちゆう ほかうしゃ いそ あし  
踏切を横断中の歩行者などが急ぎ足になる。

などがあります。

ふみきり しぼうじことう おお じ こ お じゅうぶんちゅうい  
**踏切は、死亡事故等の大きな事故が起こりがちです。十分注意してください。**

みとお わる こうさてん きんきゅうじどうしゃ とお す ばあい  
見通しが悪い交差点を緊急自動車が通り過ぎようとしている場合



ほこうしゃ しゃりょう まわ こうつう ちゅうい はら きんきゅうじどうしゃ ちか  
歩行者やほかの車 両などの周りの交通に注意を払い、緊急自動車が近づいて  
きていることを知ったときは、よけるようにしましょう。

しゅうい こうつうじょうきょう きんきゅうじどうしゃ こうさてん せっきん し ほうほう  
周囲の交通状況から緊急自動車が交差点に接近していることを知る方法が  
あります。

たと  
例えば

- た くるま こうさてん さ じょこうまた いちじていし  
他の車が交差点などを避けて徐行又は一時停止している。
- おうだんちゅう ほこうしゃ いそ あし た ど  
横断中の歩行者などが急ぎ足になったり、立ち止まったりしている。
- た ど ほこうしゃ おな ほうこう み  
立ち止まった歩行者などが、同じ方向を見ている。

などがあります。

こうさてん じ こ もっと お かくじつ あんぜんかくにん おこな  
交差点は、事故が最も起こるところです。確実に安全確認を行ってください。

いじょう じょうけんへんこう こうしゅう しゅうりょう  
以上で、条件変更の講習は終了しました。

これから、補聴器ほちょうきを使用しようしないで運転うんてんする際さい、講習こうしゅうで実施じっしした想定場面そうていばめんいがい以外以外で  
不安ふあんを感じかんたり、危険きけんと感かんじる場面ばめんがありましたら、運転免許試験場うんてんめんきょしけんじょうに相談そうだんして  
ください。

たいへん つか さま あんぜんうんてん ねが  
大変お疲れ様でした。これからも安全運転でお願いします。



## 臨時適性検査実施にあたって (補聴器条件から特定後写鏡等への免許条件の変更)

あなたの運転免許に付されている、「補聴器」条件から「特定後写鏡等」への条件を変更するためには、これから実施する「適性検査」と「安全教育」を受けなければなりません。

### 1 適性検査実施にあたって、特に覚えていただきたい点

#### ○ 運転免許の条件は

補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車と普通車に限る（旅客車を除く））となります。

#### ○ 補聴器をはずして運転できる車は

準中型車、普通車、原動機付自転車及び小型特殊自動車です。

また、準中型車、普通車を運転する場合は、右の図に示す

聴覚障害者標識

を表示するとともに、特定後写鏡等を設置しなければ運転することができません。



聴覚障害者標識

標識を表示しなければ免許条件違反となります。

- ・ 反則金 7千円
- ・ 違反点数 2点

となります。

○ 特定後写鏡等（ワイドミラー）の規格  
運転席から後面ガラスを通して後方を確認でき、運転席より後方の側面  
ガラスを通して斜め後方を確認できるものでなければなりません。

○ 特定後写鏡等（補助ミラー）の規格  
サイドミラーに取り付けて使用する補助ミラーは、運転席から運転席側補助  
ミラーで後方を確認でき、運転席の反対側の補助ミラーで斜め後方を確認  
できるものでなければなりません。

○ 運転できる車両の条件  
新普通車の条件

乗車定員10名 車両総重量3.5トン 最大積載量2トン

旧普通車の条件（準中型で運転できる準中型車は5トンに限る）

乗車定員10名 車両総重量5トン 最大積載量3トン

準中型車の条件

乗車定員10名 車両総重量7.5トン 最大積載量4.5トン

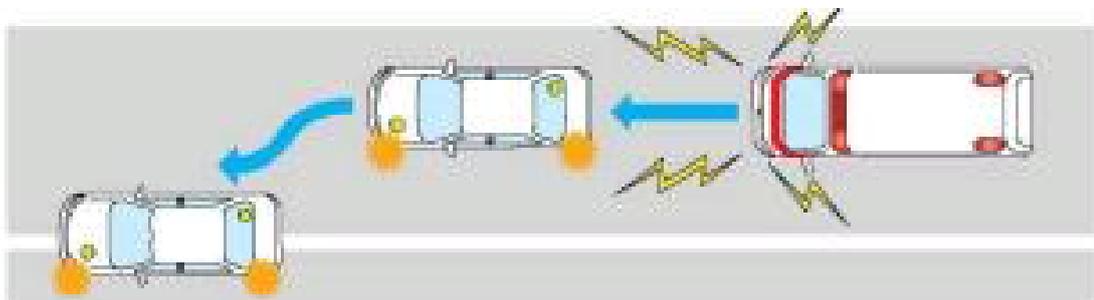
2 適性検査実施要領

これから、実際に準中型車を使って適性検査を実施します。  
補聴器を使用せずにいきます。

○ 一つ目の検査は

後方から進行してくる自動車などの有無をワイドミラーを使用して適切に確認することができるかを検査します。

その際、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らないよう注意してください。



後ろから緊急自動車がサイレンを鳴らして近づいてきても、サイレンの音が聞こえないため、緊急自動車の進行のじゃまをしてしまうおそれがあります。

ワイドミラーを使って、後ろの交通の様子を確かめ、緊急自動車が近づいてくることに早く気づきましょう。

気づいたときは、交差点の近くでは、交差点から離れて道路の左側に寄って一度止まり、そのほかのところでは、道路の左側に寄って緊急自動車に道を譲りましょう。

一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車のじゃまになるときは右側に寄ってください。



○ ふたつめ けんさ  
二つ目の検査は

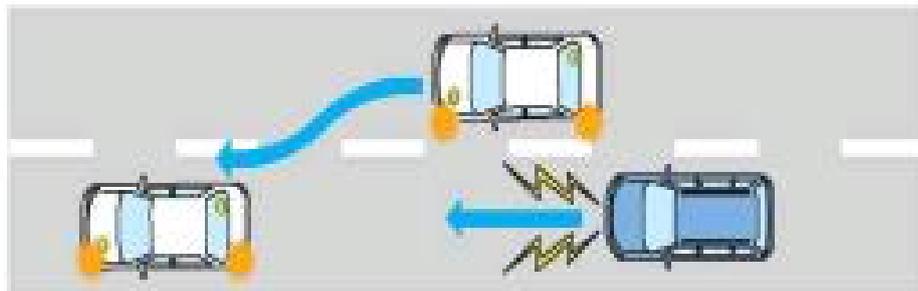
か ず しめ うんてんせき はんたいほうこう しんろへんこう おこな さい  
下図に示したとおり、運転席と反対方向に進路変更を行う際、ワイド  
しろう てきせつ しんろへんこう けんさ  
ミラーを使用して適切に進路変更ができるかを検査します。

ばあい ぜんぼう あんぜんかくにん おこた  
この場合も、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らない  
ちゆうい  
よう注意してください。



しんろ か うし くるま きけん かん けいおんき な けいおんき  
進路を変えるときに、後ろの車が危険を感じて警音器を鳴らしても、警音器  
おと き しんろ か つづ  
の音が聞こえないため、そのまま進路を変えようとし続けてしまうおそれ  
あります。

つか うしろ なな うし こうつう ようす たし  
このため、ワイドミラーを使い、後ろや斜め後ろの交通の様子をよく確  
よゆう しんろ か  
かめて、余裕をもって進路を変えるようにしましょう。



てきせいけんさ しゅうりょう  
適性検査は、これで終了です。

てきせいけんさ ごうかく つぎ あんぜんきょういく すす  
適性検査に合格すると、次は安全教育に進みます。

### 3 安全教育実施要領

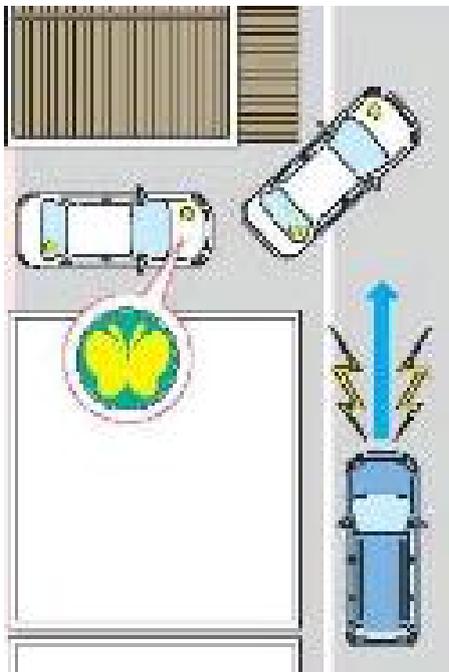
引き続き予測される危険場面での通行方法について、実際に車を使用して行います。

狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとする場合  
(補聴器を使用してもかまいません。)



狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとしているときに、広い道路を走っている自動車などが警音器を鳴らしても気づかず、前進かバックを続けてしまうおそれがあります。

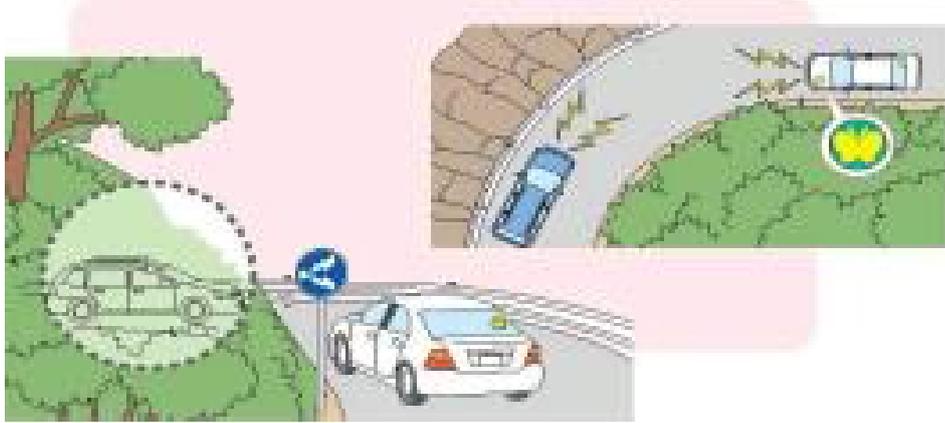
このため、狭い道路から前進かバックをするときは、近づいてくる自動車などに注意しながら、あなたの車がいることに気づいてもらえるように、少しずつ前進かバックをしましょう。



- 車を徐々に前進させ、右（左）側のパイロンが見えたところで停止してください。
- 車から降りて自分の車が進行しようとする道路にどれだけ出ているか確認してください。
- 前進・バックは、ゆっくり進んで他の車に自分の車の動きを確認させる運転に心がけてください。  
(次は補聴器を使用せずに行います。)
- 後退したときに外輪差が生じることを体験するために、車の横にパイロンを置きますので、接触した抵抗や振動により接触したことを体感してください。

狭い道路から広い道路へのバックは、大変危険ですので可能な限り行わないようにしましょう。

「警笛鳴らせ」の標識がある山地部の道路、見通しが悪い交差点  
 や曲がり角などを走る場合  
 (補聴器を使用してもかまいません。)



「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや「警笛区間」の標識がある場所  
 で、見通しが悪い交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、向かって  
 くる車にあなたの車の存在を気づかせるため、必ず警音器を鳴らしましょう。  
 また、「警笛鳴らせ」の標識などがある場所では、向かってくる車に注意す  
 るとともに、すぐに止まることができるスピードで運転しましょう。

次は、警音器の適切な吹鳴方法について、実際に警音器を鳴らしてもらいます。  
 (これは補聴器を使用せずにを行います。)



けいてきかん  
(警笛区間)



けいてきな  
(警笛鳴らせ)

左の標識が警笛鳴らせの標識です。  
 この標識が設置されている場所は、徐行し  
 なければならない場所でもあります。  
 長い音と短い音を何回か、警音器を鳴らし  
 てみてください。

手などが触れて鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性があります  
 ますので十分注意してください。

(以後は補聴器を使用してもかまいません。)

これからカーブを走行していただきます。走行中にパイロンが見えたら直ちに停止してください。パイロンは対向車両を想定しています。

**正面衝突の危険に対する備えが重大事故の防止には必要なことです。**

車の運転はこれで終了します。

続いて他に予測される危険場面での通行方法について説明しますので、先程の教室に戻ります。

ふみきり つうか ばあい  
**踏切を通過しようとする場合**



でんしゃ れっしゃ ちか おと けいほうき おと き しゃだんき てんめつ  
**電車（列車）が近づいてくる音や警報機の音が聞こえないため、遮断機の点滅  
に注意しましょう。**

ふみきり てまえ いちどと しゃだんき お さゆう あんぜん たし  
**踏切では、すぐ手前で一度止まり、遮断機が降りていなくても、左右の安全を確  
かめましょう。**

- あんぜん かくにん ばあい いっぽう れっしゃ つうか ちよくご ほんたい ほうこう  
安全を確認する場合は、一方からの列車が通過しても、その直後に反対の方向  
から列車が近づいてくる可能性がありますので、十 分注意しましょう。
- まえ くるま つづ つうか いちじていし あんぜん たし  
前の車に続いて通過するときでも、一時停止をし、安全を確かめましょう。
- ふみきり む がわ こんざつ すす ふみきりない うご  
踏切の向こう側が混雑しているため、そのまま進むと踏切内で動けなくなる  
おそれがありますので、踏切の向こう側の状 況もよく確かめましょう。

このほかにも交 通 状 況から電車（列車）が踏切に接近していることを知る  
ほうほう  
方法があります。

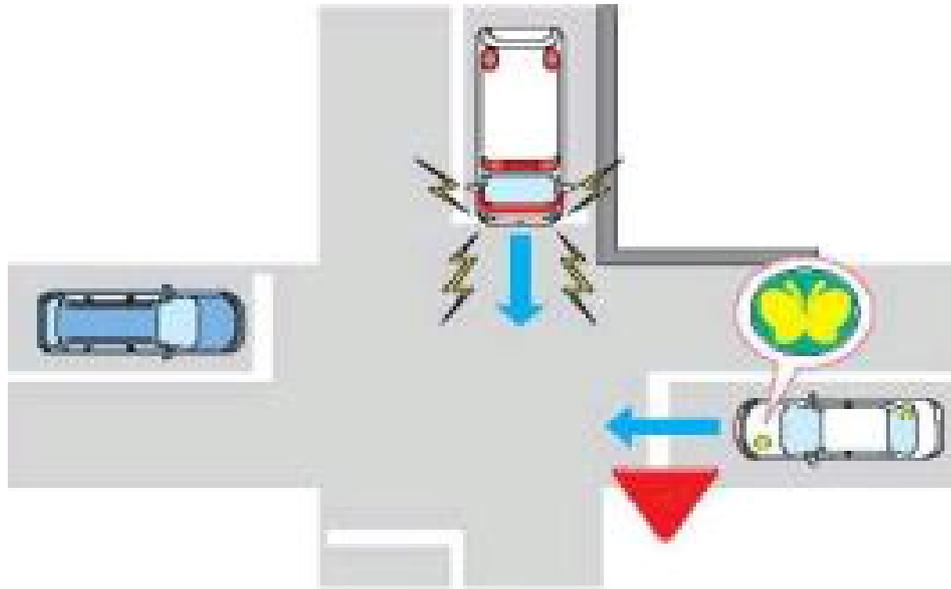
たと  
例えば

- ・ た くるま ほかうしゃ ふみきりまえ ていし  
他の車や歩行者などが踏切前で停止している。
- ・ ふみきり おうだんちゆう ほかうしゃ いそ あし  
踏切を横断中の歩行者などが急ぎ足になる。

などがあります。

ふみきり しぼうじことう おお じ こ お じゅうぶんちゅうい  
**踏切は、死亡事故等の大きな事故が起こりがちです。十分注意してください。**

みとお わる こうさてん きんきゅうじどうしゃ とお す ばあい  
見通しが悪い交差点を緊急自動車が通り過ぎようとしている場合



ほこうしゃ しやりよう まわ こうつう ちゅうい はら きんきゅうじどうしゃ ちか  
歩行者やほかの車 両などの周りの交通に注意を払い、緊急自動車が近づいて  
きていることを知ったときは、よけるようにしましょう。

しゅうい こうつうじょうきょう きんきゅうじどうしゃ こうさてん せっきん し ほうほう  
周囲の交通状況から緊急自動車が交差点に接近していることを知る方法が  
あります。

たと  
例えば

- た くるま こうさてん さ じょこうまた いちじていし  
他の車が交差点などを避けて徐行又は一時停止している。
- おうだんちゅう ほこうしゃ いそ あし た ど  
横断中の歩行者などが急ぎ足になったり、立ち止まったりしている。
- た ど ほこうしゃ おな ほうこう み  
立ち止まった歩行者などが、同じ方向を見ている。

などがあります。

こうさてん じ こ もっと お かくじつ あんぜんかくにん おこな  
交差点は、事故が最も起こるところです。確実に安全確認を行ってください。

いじょう じょうけんへんこう こうしゅう しゅうりょう  
以上で、条件変更の講習は終了しました。

これから、補聴器ほちょうきを使用しようしないで運転うんてんする際さい、講習こうしゅうで実施じっしした想定場面そうていばめんいがい以外以外で  
不安ふあんを感じかんたり、危険きけんと感かんじる場面ばめんがありましたら、運転免許試験場うんてんめんきょしけんじょうに相談そうだんして  
ください。

たいへん つか さま あんぜんうんてん ねが  
大変お疲れ様でした。これからも安全運転でお願いします。



## 臨時適性検査実施にあたって (特定後写鏡等の条件設定)

「特定後写鏡等」の条件にするためには、これから実施する「適性検査」と「安全教育」を受けなければなりません。

### 1 適性検査実施にあたって、特に覚えていただきたい点

- 運転免許の条件は  
特定後写鏡等

となります。

- 運転できる車は  
普通車、原動機付自転車及び小型特殊自動車

です。

また、普通車を運転する場合は、右の図に示す  
聴覚障害者標識

を表示するとともに、特定後写鏡等（ワイドミラー  
や補助ミラー）を設置しなければ運転することが  
できません。



聴覚障害者標識

標識を表示しなければ聴覚障害者標識表示義務違反となり

- ・ 反則金 4千円
- ・ 違反点数 1点

となります。

○ 特定後写鏡等（ワイドミラー）の規格  
運転席から後面ガラスを通して後方を確認でき、運転席より後方の側面  
ガラスを通して斜め後方を確認できるものでなければなりません。

○ 特定後写鏡等（補助ミラー）の規格  
サイドミラーに取り付けて使用する補助ミラーは、運転席から運転席側補助  
ミラーで後方を確認でき、運転席の反対側の補助ミラーで斜め後方を確認  
できるものでなければなりません。

○ 運転できる普通車とは  
乗車定員10人以下、最大積載量2,000kg未満、車両総重量3,500kg未満  
の普通自動車であり、具体的には、ナンバープレートの分類番号が3、4、  
5又は7から始まる自動車です。

【例 示】

札幌 (3) 0 0  
は 1 2 - 3 4

この数字が3、4、5又は7から始まる普通車。

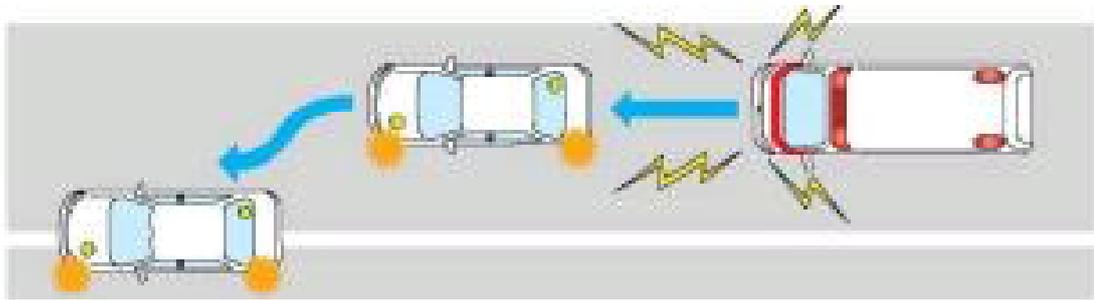
2 適性検査実施要領

これから、実際に普通乗用車を使って適性検査を実施します。  
補聴器を使用せずにいきます。

○ 一つ目の検査は

後方から進行してくる自動車などの有無をワイドミラーを使用して適切に確認することができるかを検査します。

その際、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らないよう注意してください。



後ろから緊急自動車がサイレンを鳴らして近づいてきても、サイレンの音が聞こえないため、緊急自動車の進行のじゃまをしてしまうおそれがあります。

ワイドミラーを使って、後ろの交通の様子を確かめ、緊急自動車が近づいてくることに早く気づきましょう。

気づいたときは、交差点の近くでは、交差点から離れて道路の左側に寄って一度止まり、そのほかのところでは、道路の左側に寄って緊急自動車に道を譲りましょう。

一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車のじゃまになるときは右側に寄ってください。



○ ふたつめ けんさ  
二つ目の検査は

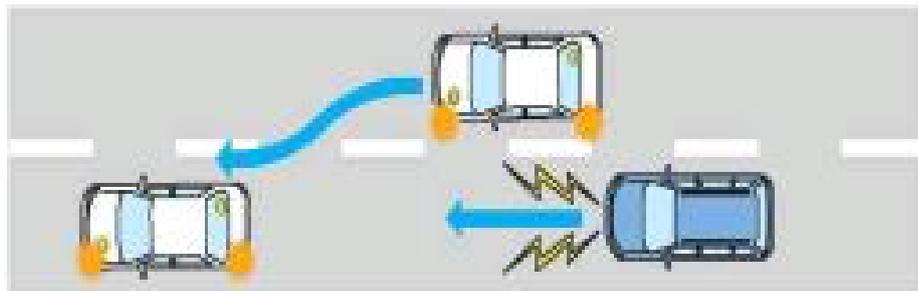
か ず しめ うんてんせき はんたいほうこう しんろへんこう おこな さい  
下図に示したとおり、運転席と反対方向に進路変更を行う際、ワイド  
しろう てきせつ しんろへんこう けんさ  
ミラーを使用して適切に進路変更ができるかを検査します。

ばあい ぜんぼう あんぜんかくにん おこた  
この場合も、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らない  
ちゆうい  
よう注意してください。



しんろ か うし くるま きけん かん けいおんき な けいおんき  
進路を変えるときに、後ろの車が危険を感じて警音器を鳴らしても、警音器  
おと き しんろ か つづ  
の音が聞こえないため、そのまま進路を変えようとし続けてしまうおそれ  
あります。

つか うしろ なな うし こうつう ようす たし  
このため、ワイドミラーを使い、後ろや斜め後ろの交通の様子をよく確  
よゆう しんろ か  
かめて、余裕をもって進路を変えるようにしましょう。



てきせいけんさ しゅうりょう  
適性検査は、これで終了です。

てきせいけんさ ごうかく つぎ あんぜんきょういく すす  
適性検査に合格すると、次は安全教育に進みます。

### 3 安全教育実施要領

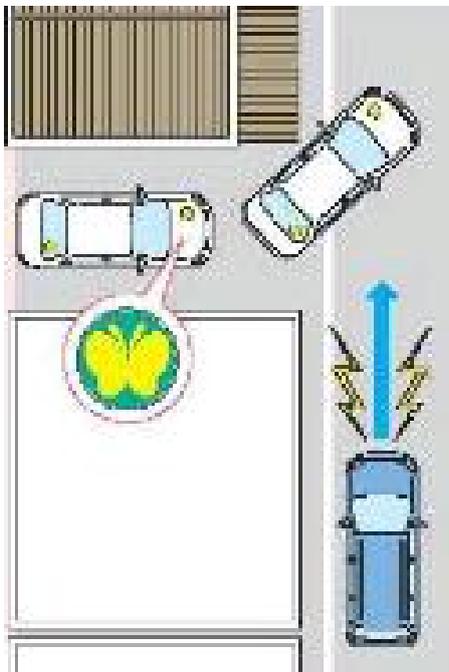
引き続き予測される危険場面での通行方法について、実際に車を使用して行います。

狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとする場合  
(補聴器を使用してもかまいません。)



狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとしているときに、広い道路を走っている自動車などが警音器を鳴らしても気づかず、前進かバックを続けてしまうおそれがあります。

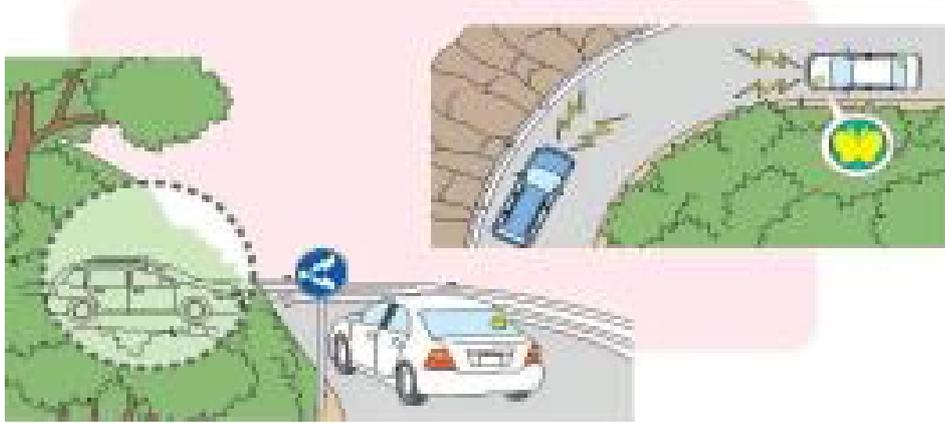
このため、狭い道路から前進かバックをするときは、近づいてくる自動車などに注意しながら、あなたの車がいることに気づいてもらえるように、少しずつ前進かバックをしましょう。



- 車を徐々に前進させ、右（左）側のパイロンが見えたところで停止してください。
- 車から降りて自分の車が進行しようとする道路にどれだけ出ているか確認してください。
- 前進・バックは、ゆっくり進んで他の車に自分の車の動きを確認させる運転に心がけてください。  
(次は補聴器を使用せずに行います。)
- 後退したときに外輪差が生じることを体験するために、車の横にパイロンを置きますので、接触した抵抗や振動により接触したことを体感してください。

狭い道路から広い道路へのバックは、大変危険ですので可能な限り行わないようにしましょう。

「警笛鳴らせ」の標識がある山地部の道路、見通しが悪い交差点  
 や曲がり角などを走る場合  
 (補聴器を使用してもかまいません。)



「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや「警笛区間」の標識がある場所  
 で、見通しが悪い交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、向かって  
 くる車にあなたの車の存在を気づかせるため、必ず警音器を鳴らしましょう。  
 また、「警笛鳴らせ」の標識などがある場所では、向かってくる車に注意す  
 るとともに、すぐに止まることができるスピードで運転しましょう。

次は、警音器の適切な吹鳴方法について、実際に警音器を鳴らしてもらいます。  
 (これは補聴器を使用せずにを行います。)



けいてきかん  
(警笛区間)



けいてきな  
(警笛鳴らせ)

左の標識が警笛鳴らせの標識です。  
 この標識が設置されている場所は、徐行し  
 なければならない場所でもあります。  
 長い音と短い音を何回か、警音器を鳴らし  
 てみてください。

手などが触れて鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性があります  
 ますので十分注意してください。

(以後は補聴器を使用してもかまいません。)

これからカーブを走行していただきます。走行中にパイロンが見えたら直ちに停止してください。パイロンは対向車両を想定しています。

**正面衝突の危険に対する備えが重大事故の防止には必要なことです。**

車の運転はこれで終了します。

続いて他に予測される危険場面での通行方法について説明しますので、先程の教室に戻ります。

ふみきり つうか ばあい  
**踏切を通過しようとする場合**



でんしゃ れっしゃ ちか おと けいほうき おと き しゃだんき てんめつ  
**電車（列車）が近づいてくる音や警報機の音が聞こえないため、遮断機の点滅  
に注意しましょう。**

ふみきり てまえ いちどと しゃだんき お さゆう あんぜん たし  
**踏切では、すぐ手前で一度止まり、遮断機が降りていなくても、左右の安全を確  
かめましょう。**

- あんぜん かくにん ばあい いっぽう れっしゃ つうか ちよくご ほんたい ほうこう  
安全を確認する場合は、一方からの列車が通過しても、その直後に反対の方向  
から列車が近づいてくる可能性がありますので、十 分注意しましょう。
- まえ くるま つづ つうか いちじていし あんぜん たし  
前の車に続いて通過するときでも、一時停止をし、安全を確かめましょう。
- ふみきり む がわ こんざつ すす ふみきりない うご  
踏切の向こう側が混雑しているため、そのまま進むと踏切内で動けなくなる  
おそれがありますので、踏切の向こう側の状 況もよく確かめましょう。

このほかにも交 通 状 況から電車（列車）が踏切に接近していることを知る  
ほうほう  
方法があります。

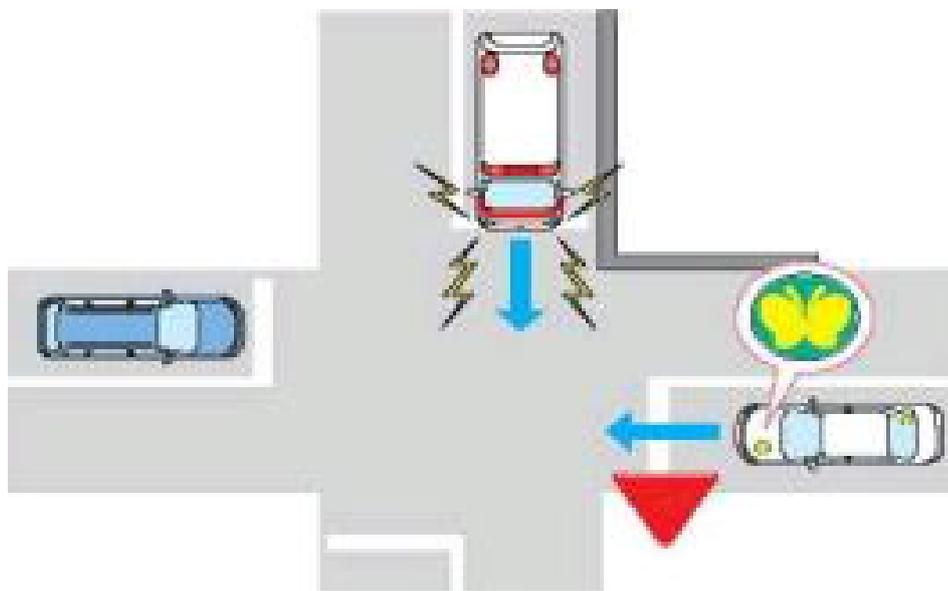
たと  
例えば

- ・ た くるま ほかうしゃ ふみきりまえ ていし  
他の車や歩行者などが踏切前で停止している。
- ・ ふみきり おうだんちゆう ほかうしゃ いそ あし  
踏切を横断中の歩行者などが急ぎ足になる。

などがあります。

ふみきり しぼうじことう おお じ こ お じゅうぶんちゅうい  
**踏切は、死亡事故等の大きな事故が起こりがちです。十分注意してください。**

みとお わる こうさてん きんきゅうじどうしゃ とお す ばあい  
見通しが悪い交差点を緊急自動車が通り過ぎようとしている場合



ほこうしゃ しゃりょう まわ こうつう ちゅうい はら きんきゅうじどうしゃ ちか  
歩行者やほかの車 両などの周りの交通に注意を払い、緊急自動車が近づいて  
きていることを知ったときは、よけるようにしましょう。

しゅうい こうつうじょうきょう きんきゅうじどうしゃ こうさてん せっきん し ほうほう  
周囲の交通状況から緊急自動車が交差点に接近していることを知る方法が  
あります。

たと  
例えば

- た くるま こうさてん さ じょうまた いちじていし  
他の車が交差点などを避けて徐行又は一時停止している。
- おうだんちゅう ほこうしゃ いそ あし た ど  
横断中の歩行者などが急ぎ足になったり、立ち止まったりしている。
- た ど ほこうしゃ おな ほうこう み  
立ち止まった歩行者などが、同じ方向を見ている。

などがあります。

こうさてん じ こ もっと お かくじつ あんぜんかくにん おこな  
交差点は、事故が最も起こるところです。確実に安全確認を行ってください。

いじょう じょうけんへんこう こうしゅう しゅうりょう  
以上で、条件変更の講習は終了しました。

これから、補聴器を使用しないで運転する際、講習で実施した想定場面以外で  
不安を感じたり、危険と感ずる場面がありましたら、運転免許試験場に相談して  
ください。

たいへん つか さま あんぜんうんてん ねが  
大変お疲れ様でした。これからも安全運転でお願いします。



## 臨時適性検査実施にあたって (特定後写鏡等の条件設定)

「特定後写鏡等」の条件にするためには、これから実施する「適性検査」と「安全教育」を受けなければなりません。

### 1 適性検査実施にあたって、特に覚えていただきたい点

- 運転免許の条件は  
特定後写鏡

となります。

- 運転できる車は  
準中型車(5t)、普通車、原動機付自転車  
及び小型特殊自動車です。

です。

また、準中型車(5t)、普通車を運転する場合は、右の図に示す聴覚障害者標識を表示するとともに、特定後写鏡等を設置しなければ運転することができません。



聴覚障害者標識

標識を表示しなければ免許条件違反となります。

- ・ 反則金 7千円
- ・ 違反点数 2点

となります。

○ 特定後写鏡等（ワイドミラー）の規格  
運転席から後面ガラスを通して後方を確認でき、運転席より後方の側面  
ガラスを通して斜め後方を確認できるものでなければなりません。

○ 特定後写鏡等（補助ミラー）の規格  
サイドミラーに取り付けて使用する補助ミラーは、運転席から運転席側補助  
ミラーで後方を確認でき、運転席の反対側の補助ミラーで斜め後方を確認  
できるものでなければなりません。

○ 運転できる車両の条件  
新普通車の条件  
乗車定員10名 車両総重量3.5トン 最大積載量2トン

旧普通車の条件（準中型で運転できる準中型車は5トンに限る）  
乗車定員10名 車両総重量5トン 最大積載量3トン

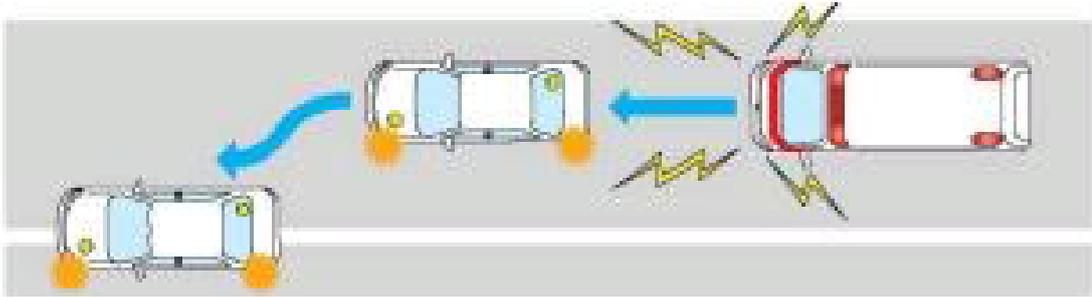
2 適性検査実施要領

これから、実際に普通乗用車を使って適性検査を実施します。

○ 一つ目の検査は

後方から進行してくる自動車などの有無をワイドミラーを使用して適切に確認することができるかを検査します。

その際、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らないよう注意してください。



後ろから緊急自動車がサイレンを鳴らして近づいてきても、サイレンの音が聞こえないため、緊急自動車の進行のじゃまをしてしまうおそれがあります。

ワイドミラーを使って、後ろの交通の様子を確かめ、緊急自動車が近づいてくることに早く気づきましょう。

気づいたときは、交差点の近くでは、交差点から離れて道路の左側に寄って一度止まり、そのほかのところでは、道路の左側に寄って緊急自動車に道を譲りましょう。

一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車のじゃまになるときは右側に寄ってください。



○ ふたつめ けんさ  
二つ目の検査は

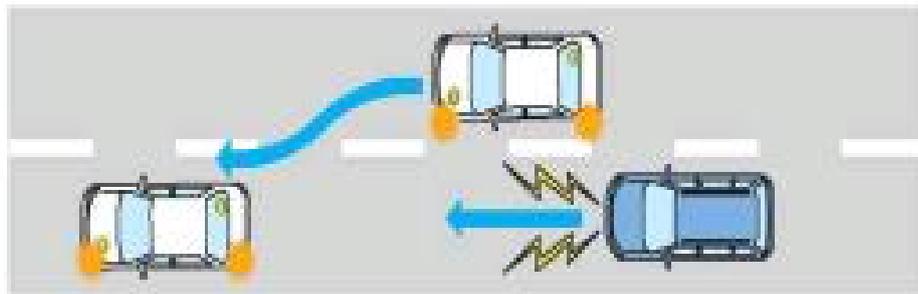
か ず しめ ounてんせき はんたいほうこう しんろへんこう おこな さい  
下図に示したとおり、運転席と反対方向に進路変更を行う際、ワイド  
しやう てきせつ しんろへんこう けんさ  
ミラーを使用して適切に進路変更ができるかを検査します。

ばあい き ぜんぼう あんぜんかくにん おこた  
この場合も、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らない  
ちゆうい  
よう注意してください。



しんろ か うし くるま きけん かん けいおんき な けいおんき  
進路を変えるときに、後ろの車が危険を感じて警音器を鳴らしても、警音器  
おと き しんろへんこう しんろ か つづ  
の音が聞こえないため、そのまま進路を変えようとし続けてしまうおそれ  
あります。

つか うしろ なな うし こうつう ようす たし  
このため、ワイドミラーを使い、後ろや斜め後ろの交通の様子をよく確  
よゆう しんろ か  
かめて、余裕をもって進路を変えるようにしましょう。



てきせいけんさ しゅうりょう  
適性検査は、これで終了です。

てきせいけんさ ごうかく つぎ あんぜんきょういく すす  
適性検査に合格すると、次は安全教育に進みます。

### 3 安全教育実施要領

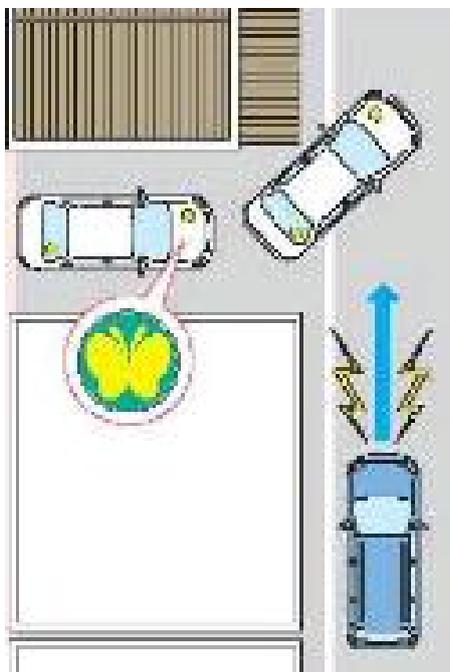
ひき つづ よそく きけんばめん つうこうほうほう じっさい くるま しょう  
引き続き予測される危険場面での通行方法について、実際に車を使用して  
おこな  
行います。

せま どうろ ぜんしん ひろ どうろ で ばあい  
狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとする場合



せま どうろ ぜんしん ひろ どうろ  
狭い道路から前進かバックで広い道路  
で  
に出ようとしているときに、広い道路を  
はし じどうしゃ けいおんき な  
走っている自動車などが警告音を鳴らし  
ても気づかず、前進かバックを続けてし  
まうおそれがあります。

せま どうろ ぜんしん ちか じどうしゃ  
このため、狭い道路から前進かバックをするときは、近づいてくる自動車など  
ちゆうい くるま き すこ ぜんしん  
に注意しながら、あなたの車がいることに気づいてもらえるように、少しずつ前進  
かバックをしましょう。



- くるま じょじょ ぜんしん みぎ ひだり がわ  
車を徐々に前進させ、右（左）側のパイロ  
ンが見えたところで停止してください。
- くるま お じぶん くるま しんこう  
車から降りて自分の車が進行しようとする  
道路にどれだけ出ているか確認してください。
- ぜんしん すす た くるま  
前進・バックは、ゆっくり進んで他の車に  
じぶん くるま うご かくにん うんてん ところ  
自分の車の動きを確認させる運転に心がけて  
ください。
- こうたい がいりんさ しょう たいけん  
後退したときに外輪差が生じることを体験す  
るために、車の横にパイロンを置きますので、  
せつしよく ていこう しんどう せつしよく  
接触した抵抗や振動により接触したことを  
たいかん  
体感してください。

せま どうろ ひろ どうろ たいへんきけん かろう かぎ おこな  
狭い道路から広い道路へのバックは、大変危険ですので可能な限り行わないよ  
うにしましょう。

「警笛鳴らせ」の標識がある山地部の道路、見通しが悪い交差点  
 や曲がり角などを走る場合



「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや「警笛区間」の標識がある場所  
 で、見通しが悪い交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、向かって  
 くる車にあなたの車の存在を気づかせるため、必ず警音器を鳴らしましょう。  
 また、「警笛鳴らせ」の標識などがある場所では、向かってくる車に注意す  
 るとともに、すぐに止まることができるスピードで運転しましょう。

次は、警音器の適切な吹鳴方法について、実際に警音器を鳴らしてもらいます。



（警笛区間）



（警笛鳴らせ）

左の標識が警笛鳴らせの標識です。  
 この標識が設置されている場所は、徐行し  
 なければならない場所でもあります。  
 長い音と短い音を何回か、警音器を鳴らし  
 てみてください。

手などが触れて鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性があり  
 ますので十分注意してください。

これからカーブを走行していただきます。走行中にパイロンが見えたら直ちに停止してください。パイロンは対向車両を想定しています。

**正面衝突の危険に対する備えが重大事故の防止には必要なことです。**

車の運転はこれで終了します。

続いて他に予測される危険場面での通行方法について説明しますので、先程の教室に戻ります。

ふみきり つうか ばあい  
**踏切を通過しようとする場合**



でんしゃ れっしゃ ちか おと けいほうき おと き しゃだんき てんめつ  
**電車（列車）が近づいてくる音や警報機の音が聞こえないため、遮断機の点滅  
に注意しましょう。**

ふみきり てまえ いちどと しゃだんき お さゆう あんぜん たし  
**踏切では、すぐ手前で一度止まり、遮断機が降りていなくても、左右の安全を確  
かめましょう。**

- **安全を確認する場合は、一方からの列車が通過しても、その直後に反対の方向  
から列車が近づいてくる可能性がありますので、十分注意しましょう。**
- **前の車に続いて通過するときでも、一時停止をし、安全を確かめましょう。**
- **踏切の向こう側が混雑しているため、そのまま進むと踏切内で動けなくなる  
おそれがありますので、踏切の向こう側の状況もよく確かめましょう。**

このほかにも交通状況から電車（列車）が踏切に接近していることを知る  
方法があります。

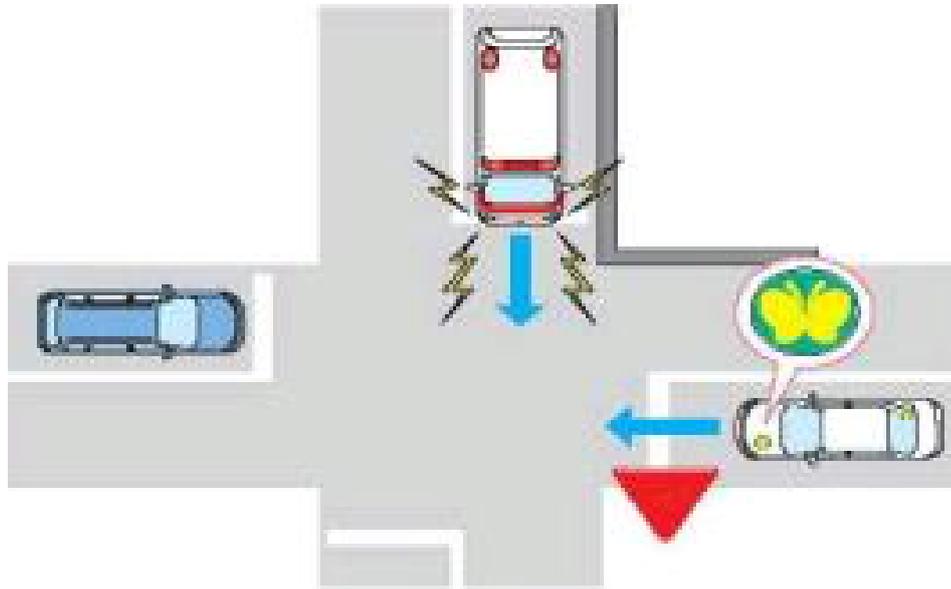
たと  
例えば

- ・ **他の車や歩行者などが踏切前で停止している。**
- ・ **踏切を横断中の歩行者などが急ぎ足になる。**

などがあります。

ふみきり しぼうじことう おお じこ お じゅうぶんちゅうい  
**踏切は、死亡事故等の大きな事故が起こりがちです。十分注意してください。**

みとお わる こうさてん きんきゅうじどうしゃ とお す ばあい  
見通しが悪い交差点を緊急自動車が通り過ぎようとしている場合



ほこうしゃ しやりよう まわ こうつう ちゅうい はら きんきゅうじどうしゃ ちか  
歩行者やほかの車 両などの周りの交通に注意を払い、緊急自動車が近づいて  
きていることを知ったときは、よけるようにしましょう。

しゅうい こうつうじょうきょう きんきゅうじどうしゃ こうさてん せっきん し ほうほう  
周囲の交通状況から緊急自動車が交差点に接近していることを知る方法が  
あります。

たと  
例えば

- た くるま こうさてん さ じょこうまた いちじていし  
他の車が交差点などを避けて徐行又は一時停止している。
- おうだんちゅう ほこうしゃ いそ あし た ど  
横断中の歩行者などが急ぎ足になったり、立ち止まったりしている。
- た ど ほこうしゃ おな ほうこう み  
立ち止まった歩行者などが、同じ方向を見ている。

などがあります。

こうさてん じ こ もっと お かくじつ あんぜんかくにん おこな  
交差点は、事故が最も起こるところです。確実に安全確認を行ってください。

いじょう じょうけんせってい こうしゅう しゅうりょう  
以上で、条件設定の講習は終了しました。

これから運転する際、講習で実施した想定場面以外で不安を感じたり、危険と  
感じる場面がありましたら、運転免許試験場に相談してください。

たいへん つか さま あんぜんうんてん ねが  
大変お疲れ様でした。これからも安全運転でお願いします。



## 臨時適性検査実施にあたって (特定後写鏡等の条件設定)

「特定後写鏡等」の条件にするためには、これから実施する「適性検査」と「安全教育」を受けなければなりません。

### 1 適性検査実施にあたって、特に覚えていただきたい点

- 運転免許の条件は  
特定後写鏡等

となります。

- 運転できる車は  
準中型車、普通車、原動機付自転車  
及び小型特殊自動車です。

です。

また、準中型車、普通車を運転する場合は、右の図に示す

聴覚障害者標識

を表示するとともに、特定後写鏡等を設置しなければ運転することができません。



聴覚障害者標識  
(聴覚障害者標識)

標識を表示しなければ免許条件違反となります。

- ・ 反則金 7千円
- ・ 違反点数 2点

となります。

○ 特定後写鏡等（ワイドミラー）の規格  
運転席から後面ガラスを通して後方を確認でき、運転席より後方の側面  
ガラスを通して斜め後方を確認できるものでなければなりません。

○ 特定後写鏡等（補助ミラー）の規格  
サイドミラーに取り付けて使用する補助ミラーは、運転席から運転席側補助  
ミラーで後方を確認でき、運転席の反対側の補助ミラーで斜め後方を確認  
できるものでなければなりません。

○ 運転できる車両の条件  
新普通車の条件

乗車定員10名 車両総重量3.5トン 最大積載量2トン

旧普通車の条件（準中型で運転できる準中型車は5トンに限る）

乗車定員10名 車両総重量5トン 最大積載量3トン

準中型車の条件

乗車定員10名 車両総重量7.5トン 最大積載量4.5トン

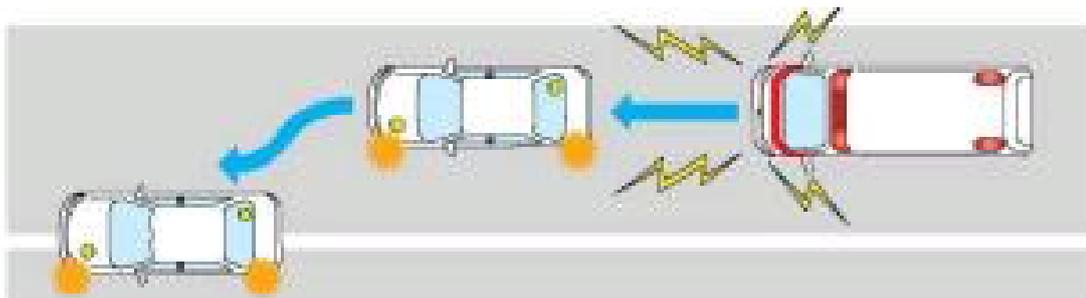
2 適性検査実施要領

これから、実際に準中型車を使って適性検査を実施します。

○ 一つ目の検査は

後方から進行してくる自動車などの有無をワイドミラーを使用して適切に確認することができるかを検査します。

その際、ワイドミラーに気をうばわれ、前方の安全確認を怠らないよう注意してください。



後ろから緊急自動車がサイレンを鳴らして近づいてきても、サイレンの音が聞こえないため、緊急自動車の進行のじゃまをしてしまうおそれがあります。

ワイドミラーを使って、後ろの交通の様子を確かめ、緊急自動車が近づいてくることに早く気づきましょう。

気づいたときは、交差点の近くでは、交差点から離れて道路の左側に寄って一度止まり、そのほかのところでは、道路の左側に寄って緊急自動車に道を譲りましょう。

一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車のじゃまになるときは右側に寄ってください。

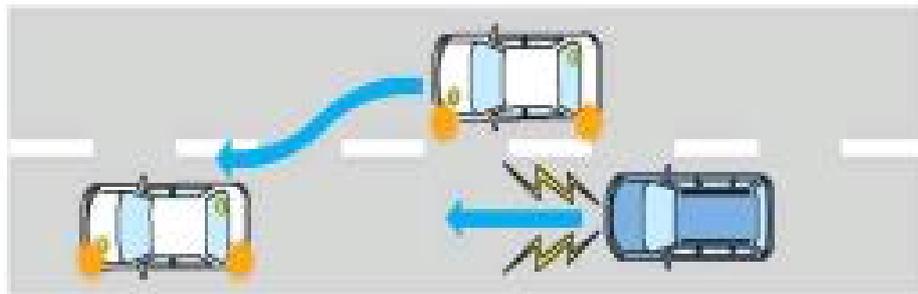


- ふたつめ けんさ  
二つ目の検査は  
か ず しめ  
下図に示したとおり、うんてんせき はんたいほうこう しんろへんこう おこな さい  
運転席と反対方向に進路変更を行う際、ワイド  
しやう てきせつ しんろへんこう けんさ  
ミラーを使用して適切に進路変更ができるかを検査します。  
ばあい  
この場合も、ワイドミラーに気をうばわれ、ぜんぽう あんぜんかくにん おこた  
前方の安全確認を怠らない  
ちゆうい  
よう注意してください。



しんろ か  
進路を変えるときに、うし くるま きけん かん  
後ろの車が危険を感じてけいおんき な  
警音器  
おと き  
の音が聞こえないため、そのまま進路を変えようとしつづ  
つづ  
けてしまうおそれ  
あります。

つか うしろ なな うし こうつう ようす たし  
このため、ワイドミラーを使い、後ろや斜め後ろの交通の様子をよく確  
よゆう しんろ か  
かめて、余裕をもって進路を変えるようにしましょう。



てきせいけんさ しゅうりょう  
適性検査は、これで終了です。

てきせいけんさ ごうかく つぎ あんぜんきょういく すす  
適性検査に合格すると、次は安全教育に進みます。

3 <sup>あんぜんきょういくじつしよりょう</sup> 安全教育実施要領

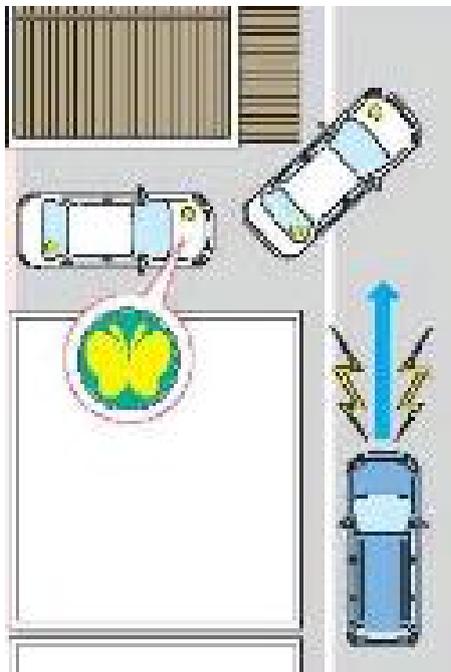
<sup>ひき つづ よそく</sup> 引き続き予測される<sup>きけんばめん</sup> 危険場面での<sup>つうこうほうほう</sup> 通行方法について、<sup>じっさい</sup> 実際に<sup>くるま</sup> 車を使用して<sup>おこな</sup> 行います。

**<sup>せま どうろ ぜんしん</sup> 狭い道路から前進かバックで<sup>ひろ どうろ</sup> 広い道路に出ようとする場合**



<sup>せま どうろ ぜんしん</sup> 狭い道路から前進かバックで<sup>ひろ どうろ</sup> 広い道路に出ようとしているときに、<sup>ひろ どうろ</sup> 広い道路を<sup>はし</sup> 走っている<sup>じどうしゃ</sup> 自動車などが<sup>けいおんき</sup> 警音器を鳴らしても<sup>き</sup> 気づかず、<sup>ぜんしん</sup> 前進かバックを<sup>つづ</sup> 続けてしま<sup>う</sup> おそれがあります。

<sup>せま どうろ ぜんしん</sup> このため、狭い道路から前進かバックをするときは、<sup>ちか</sup> 近づいてくる<sup>じどうしゃ</sup> 自動車などに<sup>ちゅうい</sup> 注意しながら、<sup>くるま</sup> あなたの車があることに<sup>き</sup> 気づいてもらえるように、<sup>すこ</sup> 少しずつ<sup>ぜんしん</sup> 前進かバックを<sup>しまし</sup> しましょう。



- <sup>くるま</sup> 車を<sup>じょじょ</sup> 徐々に前進させ、<sup>みぎ ひだり</sup> 右（左）側のパイロンが見えたところで<sup>ていし</sup> 停止してください。
- <sup>くるま</sup> 車から降りて自分の<sup>お</sup> 車が<sup>じぶん</sup> 進行しようとする<sup>しんこう</sup> 道路に<sup>どうろ</sup> どれだけ出ているか<sup>かくにん</sup> 確認してください。
- <sup>ぜんしん</sup> 前進・バックは、<sup>すす</sup> ゆっくり進んで<sup>た</sup> 他の<sup>くるま</sup> 車に<sup>じぶん</sup> 自分の車の<sup>くるま</sup> 動きを<sup>うご</sup> 確認させる<sup>かくにん</sup> 運転に<sup>うんてん</sup> 心がけて<sup>こころ</sup> ください。
- <sup>こうたい</sup> 後退したときに<sup>がいりんさ</sup> 外輪差が生<sup>しょう</sup> じることを<sup>たいけん</sup> 体験するために、<sup>くるま</sup> 車の<sup>よこ</sup> 横に<sup>お</sup> パイロンを<sup>お</sup> 置きますので、<sup>せつしょく</sup> 接触した<sup>ていこう</sup> 抵抗や<sup>しんどう</sup> 振動により<sup>せつしょく</sup> 接触したことを<sup>たいかん</sup> 体感してください。

<sup>せま どうろ ひろ どうろ</sup> 狭い道路から広い道路へのバックは、<sup>たいへんきけん</sup> 大変危険ですので<sup>かのう</sup> 可能な限り<sup>かぎ</sup> 行<sup>おこな</sup> わないよ<sup>う</sup> うに<sup>しまし</sup> ましょう。

「警笛鳴らせ」の標識がある山地部の道路、見通しが悪い交差点  
 や曲がり角などを走る場合



「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや「警笛区間」の標識がある場所  
 で、見通しが悪い交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、向かって  
 くる車にあなたの車の存在を気づかせるため、必ず警音器を鳴らしましょう。  
 また、「警笛鳴らせ」の標識などがある場所では、向かってくる車に注意す  
 るとともに、すぐに止まることができるスピードで運転しましょう。

次は、警音器の適切な吹鳴方法について、実際に警音器を鳴らしてもらいます。



「警笛区間」



「警笛鳴らせ」

左の標識が警笛鳴らせの標識です。  
 この標識が設置されている場所は、徐行し  
 なければならない場所でもあります。  
 長い音と短い音を何回か、警音器を鳴らし  
 てみてください。

手などが触れて鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性があり  
 ますので十分注意してください。

これからカーブを走行していただきます。走行中にパイロンが見えたら直ちに停止してください。パイロンは対向車両を想定しています。

**正面衝突の危険に対する備えが重大事故の防止には必要なことです。**

車の運転はこれで終了します。

続いて他に予測される危険場面での通行方法について説明しますので、先程の教室に戻ります。

ふみきり つうか ばあい  
踏切を通過しようとする場合



でんしゃ れっしゃ ちか おと けいほうき おと き しゃだんき てんめつ  
電車（列車）が近づいてくる音や警報機の音が聞こえないため、遮断機の点滅  
ちゆうい  
に注意しましょう。

ふみきり てまえ いちどと しゃだんき お さゆう あんぜん たし  
踏切では、すぐ手前で一度止まり、遮断機が降りていなくても、左右の安全を確  
かめましょう。

- あんぜん かくにん ばあい いっぽう れっしゃ つうか ちよくご ほんたい ほうこう  
○ 安全を確認する場合は、一方からの列車が通過しても、その直後に反対の方向  
れっしゃ ちか じゅうぶんちゆうい  
から列車が近づいてくることがありますので、十分注意しましょう。
- まえ くるま つづ つうか いちじていし あんぜん たし  
○ 前の車に続いて通過するときでも、一時停止をし、安全を確かめましょう。
- ふみきり む がわ こんざつ すす ふみきりない うご  
○ 踏切の向こう側が混雑しているため、そのまま進むと踏切内で動けなくなる  
おそれがありますので、踏切の向こう側の状況もよく確かめましょう。

こうつうじょうきょう でんしゃ れっしゃ ふみきり せつきん し  
このほかにも交通状況から電車（列車）が踏切に接近していることを知る  
ほうほう  
方法があります。

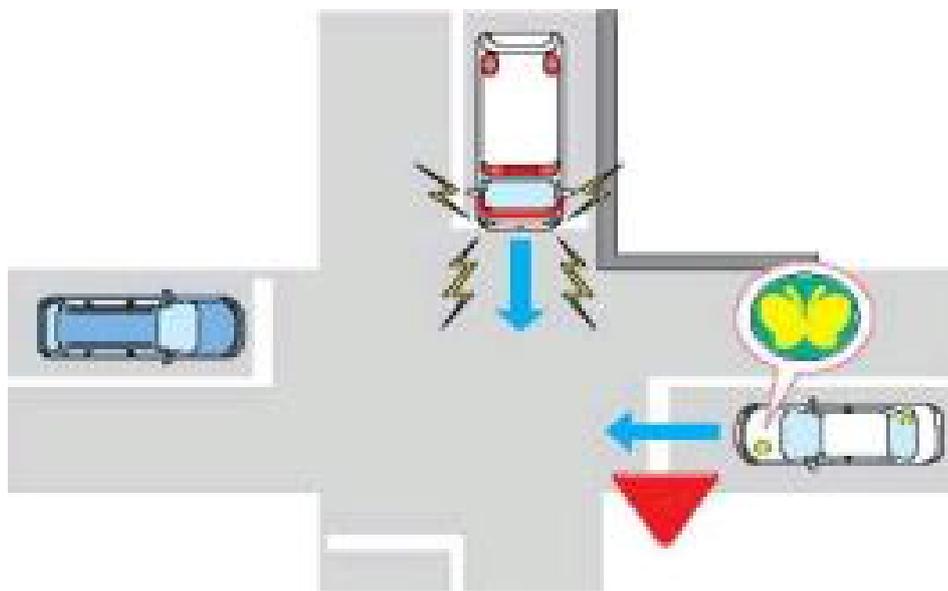
たと  
例えば

- た くるま ほかうしゃ ふみきりまえ ていし  
・ 他の車や歩行者などが踏切前で停止している。
- ふみきり おうだんちゆう ほかうしゃ いそ あし  
・ 踏切を横断中の歩行者などが急ぎ足になる。

などがあります。

ふみきり しぼうじことう おお じこ お じゅうぶんちゆうい  
踏切は、死亡事故等の大きな事故が起こりがちです。十分注意してください。

みとお わる こうさてん きんきゅうじどうしゃ とお す ばあい  
見通しが悪い交差点を緊急自動車が通り過ぎようとしている場合



ほこうしゃ しやりょう まわ こうつう ちゅうい はら きんきゅうじどうしゃ ちか  
歩行者やほかの車 両などの周りの交通に注意を払い、緊急自動車が近づいて  
きていることを知ったときは、よけるようにしましょう。

しゅうい こうつうじょうきょう きんきゅうじどうしゃ こうさてん せっきん し ほうほう  
周囲の交通状況から緊急自動車が交差点に接近していることを知る方法が  
あります。

たと  
例えば

- た くるま こうさてん さ じょうこうまた いちじていし  
他の車が交差点などを避けて徐行又は一時停止している。
- おうだんちゅう ほこうしゃ いそ あし た ど  
横断中の歩行者などが急ぎ足になったり、立ち止まったりしている。
- た ど ほこうしゃ おな ほうこう み  
立ち止まった歩行者などが、同じ方向を見ている。

などがあります。

こうさてん じ こ もっと お かくじつ あんぜんかくにん おこな  
交差点は、事故が最も起こるところです。確実に安全確認を行ってください。

いじょう じょうけんせってい こうしゅう しゅうりょう  
以上で、条件設定の講習は終了しました。

これから運転する際、講習で実施した想定場面以外で不安を感じたり、危険と  
感じる場面がありましたら、運転免許試験場に相談してください。

たいへん つか さま あんぜんうんてん ねが  
大変お疲れ様でした。これからも安全運転でお願いします。

